

# 滝上町過疎地域持続的発展市町村計画 (令和3年度～令和7年度)

北海道紋別郡滝上町



## 目 次

<b>1</b>	<b>基本的な事項</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1)	滝上町の概況	1
(2)	人口及び産業の推移と動向	10
(3)	行財政の状況	15
(4)	地域の持続的発展の基本方針	19
(5)	地域の持続的発展のための基本目標	19
(6)	計画の達成状況の評価に関する事項	20
(7)	計画期間	20
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	20
<b>2</b>	<b>移住・定住・地域間交流の促進、人材育成</b> ・・・・・・・・	22
(1)	現況と問題点	22
(2)	その対策	23
(3)	計画	25
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	25
<b>3</b>	<b>産業の振興</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	26
(1)	現況と問題点	26
(2)	その対策	33
(3)	計画	40
(4)	産業振興促進事項	44
(5)	公共施設等総合管理計画等との整合	44
<b>4</b>	<b>地域における情報化</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	45
(1)	現況と問題点	45
(2)	その対策	45
(3)	計画	46
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	46
<b>5</b>	<b>交通施設の整備、交通手段の確保</b> ・・・・・・・・	47
(1)	現況と問題点	47
(2)	その対策	49
(3)	計画	51
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	54
<b>6</b>	<b>生活環境の整備</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・	55
(1)	現況と問題点	55
(2)	その対策	65
(3)	計画	72
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	74

<b>7</b>	<b>子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進</b>	75
(1)	現況と問題点	75
(2)	その対策	78
(3)	計画	84
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	85
<b>8</b>	<b>医療の確保</b>	86
(1)	現況と問題点	86
(2)	その対策	88
(3)	計画	89
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	89
<b>9</b>	<b>教育の振興</b>	90
(1)	現況と問題点	90
(2)	その対策	94
(3)	計画	96
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	97
<b>10</b>	<b>集落の整備</b>	98
(1)	現況と問題点	98
(2)	その対策	99
(3)	計画	100
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	100
<b>11</b>	<b>地域文化の振興等</b>	101
(1)	現況と問題点	101
(2)	その対策	101
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	101
<b>12</b>	<b>再生可能エネルギーの利用の推進</b>	102
(1)	現況と問題点	102
(2)	その対策	102
(3)	計画	103
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	103
<b>13</b>	<b>その他地域の持続的発展に関し必要な事項</b>	104
(1)	現況と問題点	104
(2)	その対策	106
(3)	計画	108
(4)	公共施設等総合管理計画等との整合	108
<b>事業計画（令和3年度～令和7年度）</b>		
	<b>過疎地域持続的発展特別事業分</b>	109

## 1 基本的な事項

### (1) 滝上町の概況

#### ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件

本町は、北海道の北東部に位置し、オホーツク管内の西部にあって、渚滑川の上流に位置する。東側は紋別市、西側は下川町・士別市（旧朝日町）、南は遠軽町（旧白滝村・旧丸瀬布町）・上川町、北は紋別市・興部町・西興部村にそれぞれ隣接している。

位置は北緯 43 度 55 分から 44 度 17 分、東経 142 度 50 分から 143 度 12 分であり、町域巾は北東から南西へ 44.4 km、南東から北西へ 27.8 km で、本町の総面積は 766.89 k m<sup>2</sup> と広範な面積を有している。

地勢は北見山脈の中にあつて、北見富士、天塩岳、渚滑岳、ウエンシリ岳などの高山に囲まれた山間地域であり、町域面積の約 90% が山林で占められ、このうち約 85% が国有林で占めている。地形は狭長平坦であり、その中央を天塩岳に源を發した渚滑川が各支流を集め貫流し、下流の紋別市を経てオホーツク海に注ぎ込んでいる。

気象は、冷涼なオホーツク海高気圧の影響圏域に属しているが、周囲を山に囲まれているため、盆地特有の気象状況となることが多い。このため、夏季は高温、冬季は厳寒となり、昼夜及び四季の寒暖の差が顕著である。また、年間降水量は平均して少なく、時に干ばつ状態が続くこともある。

本町の歴史は明治 38 年、開拓を目的に入地した高知県出身の西森亦吾氏が上渚滑原野 52 線（滝下）に開拓の鋤を入れたのが、本町の和人定住の始まりである。

その後、明治 40 年には、渚滑川上流域が区画測定され、「滝上」の地名がはじめて北海道地図に現れるようになり、区画地は植民地として解放され、

本州からの入地が始まった。

翌年の明治 41 年から本格的な入植が始まり、富山団体を皮切りに続々と開拓のため入地してきた。このことは、本町の今日に至る飛躍的な開発に導く、直接の動因となった。

大正 7 年 4 月 1 日、旧渚滑村から 2 級町村、滝上村として分村した。当時、滝上市街青年会館を村役場仮庁舎とし、村長以下 7 人の職員をもって開庁した。このことが、今日の本町行政組織の創始である。

その後、開拓入植者、引き揚げ者が増え、併せて経済の進展が図られていったため、戸口数が著しく増加し、昭和 22 年 10 月 1 日には町制が施行され、現在の滝上町に至っている。

なお、本町にとって歴史的な事件としては、昭和 29 年 9 月に上陸した台風 15 号（洞爺丸台風）が猛威をふるったことであった。台風の影響による強烈な暴風は家屋の全壊などをもたらし、特に国有林の被害は甚大であり総面積の 11%、年間標準伐採量の約 15 倍もの木材が一夜にして倒木した。このため、風倒木処理のため全国各地から事業者が訪れその処理に当たった。そのため当時の町内は好景気に沸き、昭和 36 年 9 月末には人口 14,214 人とピークに達したが、風倒木処理が終期を迎えたこのころから、人口も急激に減少し過疎化が始まった。

本町の基幹産業は農業、林業、観光であり、それぞれの時代の変遷を経て現在に至っている。

農業については、大正 11 年に滝上土功組合が設立され、北限の稲作地帯として広大な水稻面積を有していたが、昭和 40 年代に入ってから生産調整により減反が進み、現在では皆無となっている。転換後の現在に至っては、酪農、畑作、肉牛経営などが主体となっている。

林業については、昭和 29 年の台風 15 号被害がもたらした、風倒木処理により、しばらくの間、林業景気に沸いたものの、近年は外材輸入による価格の長期低迷など厳しい環境にある。山林を抱える本町にとっては公益面及び地球温暖化対策などの追い風もあり、山づくりや森林資源活用の取り組みが必要不可欠となっている。

観光については、昭和 30 年代から植栽された芝ざくらを核として他の観光資源を有機的に結びつけ、溪谷遊歩道、キャッチアンドリリースなど体験・滞在型の観光振興を進めているところである。

このように、時代とともに産業形態が変わり、かつ、過疎化が進む中で、力強い産業、経済基盤の確立による所得と雇用の確保は、住民生活の基盤をなす重要な条件の一つである。このため、一次産業を中心とする地域経済が今なお厳しい環境におかれている現状を見極め、過疎地域の振興施策を着実に進めていくことが必要となっている。

## イ 過疎の状況

大正 7 年 4 月 1 日、渚滑村から分村した当時の人口は 4,920 人であり、世帯数は 982 戸（滝上町史）であった。その後、昭和 22 年 10 月 1 日、町制施行当時の人口は 12,053 人、世帯数は 2,179 戸（国勢調査）であった。

なお、人口が最も多かったのは昭和 36 年 9 月の 14,214 人（住民基本台帳）、世帯数が最も多かったのは昭和 38 年 6 月の 2,950 戸（住民基本台帳）であったが、このピークを境に年々人口・世帯数とも減少していった。その後、昭和 43 年 12 月末には 9,961 人（住民基本台帳）と一万人台を割り込み、更に昭和 45 年前後にかけては高度経済成長に伴う都市への人口流失が顕著となり、年間 6%から 7%減少していき、昭和 45 年から昭和 50 年

までの5カ年間（国勢調査）で1,803人の減（21.2%減）となり、激減の様相を呈した。

平成27年の国勢調査においては、人口2,721人となっており、令和3年3月末現在の住民基本台帳人口は2,467人となっている。

年齢構造では、年少人口（0～14歳）比率が昭和40年30.8%、昭和50年22.1%、昭和60年16.8%、平成7年13.4%、平成12年11.5%、平成17年10.1%、平成22年8.9%、平成27年8.8%（各国勢調査）、令和3年3月末時点で8.1%（住民基本台帳）と年々比率が下がっている。

また、生産年齢人口（15～64歳）比率は昭和40年62.8%、昭和50年68.7%、昭和60年68.0%、平成7年60.2%、平成12年58.0%、平成17年53.6%、平成22年52.6%、平成27年50.1%（各国勢調査）令和3年3月末時点で47.5%（住民基本台帳）と推移している。

これに対して、老年人口（65歳以上）比率は昭和40年6.4%、昭和50年9.2%、昭和60年15.3%、平成7年26.4%、平成12年30.5%、平成17年36.3%、平成22年38.5%、平成27年41.2%（各国勢調査）令和3年3月末時点で44.4%（住民基本台帳）である。

このように、急速な勢いで進んでいる少子・高齢化社会への対応が課題となっている。

## ウ 社会経済的発展の方向の概要

大正12年11月5日開通した国鉄渚滑線は、厳しい社会情勢の波を受け、昭和60年3月31日をもって廃線となった。開通から60年余を地域住民の足として支えてきた公共交通機関であっただけに、町民に惜しまれての廃線であった。しかし、廃線後は代替バスとして紋別・滝上間を11往復さ



れるようになった。(令和3年5月末現在9往復)

その後、モータリゼーションの普及により道路整備が飛躍的に進み、旭川・札幌など都市圏域を結ぶ現在の浮島トンネルは、昭和45年4月、国道273号線として昇格したことを契機に、昭和49年に調査を行い、翌年から着工し昭和59年5月24日に供用が開始された。開通後は紋別・旭川間を特急バスが運行することとなり、旭川・滝上間が2時間20分で結ばれ、さらに札幌までの直通バスの運行により飛躍的に交通の利便性が向上したと同時に冬期間不安定だった交通問題も解消された。また、平成14年3月30日には、高規格幹線道路旭川紋別自動車道浮島インターチェンジが整備され、都市間とのアクセスが飛躍的に向上した。

これら道路交通網の整備は、滝上町の立地条件を大きく変え、地域住民の生活圏の拡大、物資物流の往来を容易にした。

産業面においては、遠紋圏の交通ネットの回遊が可能となったことや道央都市部からの観光客の入り込みの増加などがあげられるとともに、農畜産物など一次産業における流通面においてもメリットを享受できるようになった。このことは、本町のみならず西紋別地域の市町村全般においても産業振興に大きく寄与しているといえる。

また、住民生活においても、札幌までの日帰りが可能となり、医療、消費、文化など多面的に利便性が高まった。反面、購買力の流失も併せて拍車がかかっているなどの課題もある。

全国的に、昭和30年代後半から高度成長時代に入り、農村部から都市部へ人口の移動が加速しはじめ、特に若年層の流出が著しく、都市における過密、農村における過疎が進み、本町もその状況の中にあった。

昭和45年に制定された過疎地域対策緊急措置法に基づく滝上町過疎地

域振興計画の策定、以降、過疎地域振興特別措置法（昭和 55 年）、過疎地域活性化特別措置法（平成 2 年）、過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年）、に基づき、その時代の情勢に適合した市町村計画を策定し、過疎対策を進めてきたところである。

昭和 40 年代半ばから昭和 50 年代半ばまでは、まず、他市町村と結ぶ道路整備や町内の山あいの集落間を結ぶ基幹的な道路整備の促進が図られた。

産業面においては、稲作転換が進む中、畑作、酪農などへ転換が図られ、農業の近代化に向け基盤整備が進められた。林業においても造林の推進、林道網の整備など基盤整備を中心に進められてきた。

その後、時代が平成に改元された頃までは、道路整備、産業基盤の整備に加えて幼稚園・小学校・文化センター・スポーツセンターなどの教育文化施設、特別養護老人ホーム・身体障がい者療護施設などの福祉施設、ホテル溪谷・溪谷公園などの観光施設が整備され、地域生活環境基盤・福祉基盤などの整備が進められた。

以後現在に至っては、引き続き、町道、農道、林道の整備促進や雪寒機械整備（除雪車など）が図られ、産業振興に大きく寄与した。

農業については、畑作物のうち作付面積は少ないが、特筆すべき作物として和薄荷の作付けが挙げられる。開拓当時から商品作物として作付けされており、現在では約 6ha、7 戸の生産者により作付けされているが、生産量は国内生産の約 95%を占めており、シェアは全国一を誇っている。近年、蒸留した取卸油は医薬品や菓子などに利用されるなど需要の高まりを見せている。

観光振興施策としては、体験観光を推進するための人材育成や体験型観

光メニューの造成、道の駅2階に観光協会事務所を移転し、情報発信機能の強化を図っている。また、本町の観光振興の核である滝上公園の名称を「芝ざくら滝上公園」に変更し、認知度を高めるために観光PR事業の充実を図っている。

また、生活環境の整備として、特定環境保全公共下水道事業に着手してから約20年が経過し、汚水管や雨水管の整備はほぼ終了し、環境基盤が向上した。下水道区域外においては、合併処理浄化槽の整備を進めている。

林業では、地域材のブランド化による付加価値を高めることを目的とした「SGEC」森林認証は、国有林・町有林・民有林を合わせて令和2年度時点で66,872.98haとなり、認証率では97%と全国1位の自治体となっている。

平成20年に公表された「滝上町バイオマスタウン構想」を基に、平成22年より本格稼働しているバイオマス製造施設は、滝上林業協同組合が指定管理者となり、町内酪農家の家畜敷料や、木質チップボイラー用燃料としてチップを製造し、平成20年度にはホテル溪谷、平成26年度には特別養護老人ホームに木質チップボイラーが新規導入され、木質バイオマスの地産地消が高まってきている。さらに平成29年には地域のバイオマスを活用した産業と地域循環型エネルギーを目指す「滝上町バイオマス産業都市構想」が認定され、令和2年度においては育苗効率の高いコンテナ苗の早期育苗、増産を目的に福祉施設で導入している木質チップボイラーの夜間余剰熱を育苗ハウス内への熱供給を行った。このように、地域の木質バイオマスの活用を効率的・総合的に進める事業を展開し、農林連携による循環型の地域社会の構築と、一次産業である農業・林業の振興を促進することにより新たな産業・雇用の創出や地域経済の活性化を図る取り組みを積

極的に行っている。

滝上が渚滑村から分村した大正 7 年当時の人口は 4,920 人であったが、時代の大きな変遷を経て昭和 36 年の 14,214 人をピークに過疎化が始まり、昭和 61 年には人口 5,000 人台を下回り、再び分村当時の人口に戻ってしまった。このことが、これからの町のありかた、活性化を考える大きなきっかけとなり、平成 2 年にはまちづくりのテーマを「童話村たきのうえ」と提唱した。

まず、これからのまちづくりを進めるにあたっては、大きな目標を持ち町全体がその実現に向かって取り組んでいくことが重要であるとし、テーマをもったまちづくりを考えた。テーマを設定するにあたっては町の個性、特徴を一言で言い表せるもの、町民誰もが自慢できる自然、森林、溪谷、花、香りなど、多くの地域資源を生かしたものであるとし、町全体が楽しく、夢を持ち、遊び心をもって、外に向かっては話題性があり将来に誇りが持てるまちづくりを行うこととなった。これらをふまえ、キャッチコピーを「人いきいき・町わくわく童話村たきのうえ」とした。

また、住民組織で構成される「童話村を育てる会」の発足や、町おこし塾が発足するなど、まちづくりのためのソフト面の促進が図られた時期であった。

その後、国際化の時代を迎え、地方においても国際交流を通じて、海外に研修の機会を求め、ヨーロッパの暮らしぶりなどを学ぶため、町民参加の海外視察研修「童話村の翼」が実施された。

一方、ハード面においても童話村にふさわしい公共施設のデザイン化を取り入れ、役場庁舎、フレグランスハウス、ホテル溪谷の増改築、道の駅、橋梁、多目的活性化センターなどの整備においても活用した。

しかし、人口の流出は依然続いており、平成 27 年 3 月末現在の住民基本台帳人口 2,823 人に対して、令和 2 年 3 月末現在では 2,532 人であり、291 人（10.3%）減少している。

過疎対策は、道路整備、施設整備、産業基盤整備、住民生活環境整備などハード面の整備充実は過疎地の住民にとって不可欠なものであるが、近年の急速な少子・高齢化が過疎地域に拍車をかけており、依然として人口流出に歯止めがかからない状況にある。さらに、過疎対策として有効である若者の就労の場の確保という難しい課題も依然と存在している。

また、ハード面の整備は多面的に進んだが、今後は整備された施設等をいかに効果的かつ有効的に地域の活性化、住民の生活向上に生かしていくというソフト面が課題となっている。

過疎地域にとって一番克服しなければならないのは、心に空洞化が広がっていく心の過疎の防止であり、人口が流出していても、この町の住民が心豊かで安心して暮らし続けることができ、内外に向かって誇れる町として邁進していくことが必要である。

## (2) 人口及び産業の推移と動向

### ア 人口の推移と動向

人口の減少、少子・高齢化の著しい進行、産業経済の停滞など、依然厳しい社会情勢が続く中、人口の減少は続いている。

日本創生会議が2014年（平成26年）に発表した将来の人口推計において、2040年（令和22年）の本町の推計総人口は1,245人とされており、今後、増加基調に転じる可能性は低く、人口減少を最小限に食い止める対策が必要である。町民が生きがいを持ち安心して暮らせる生活基盤整備や本町の資源や魅力を生かした産業振興と雇用創出を図ることにより、定住や移住交流の促進などを行う。

年齢構成については、年少人口（0～14歳）の減少と老年人口（65歳以上）の増加が顕著であり、引き続きこの傾向は続くことが予想されているため、少子・高齢化対策に係る施策の充実が必要とされている。

就業人口は、人口の減少や老年人口の増加に伴い、年々減少傾向にあり、若年労働力の地元定着のための施策が必要とされている。

表 1-1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年		昭和 40 年		昭和 45 年		昭和 50 年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 13,437		人 11,363	% △15.4	人 8,514	% △36.6	人 6,711	% △50.1
0 歳～14 歳	4,857		3,501	△27.9	2,230	△54.1	1,483	△69.5
15 歳～64 歳	7,957		7,140	△10.3	5,595	△29.7	4,609	△42.1
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	3,361		2,680	△20.3	1,737	△48.3	1,219	△63.7
65 歳以上 (b)	623		722	15.9	689	10.6	619	△0.6
(a)/総数 若年者比率	% 25.0		% 23.6	—	% 20.4	—	% 18.2	—
(b)/総数 高齢者比率	% 4.6		% 6.4	—	% 8.1	—	% 9.2	—

区 分	昭和 55 年		昭和 60 年		平成 2 年		平成 7 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 5,673	% △57.8	人 5,026	% △62.6	人 4,499	% △66.5	人 4,084	% △69.6
0 歳～14 歳	1,045	△78.5	842	△82.7	690	△85.8	547	△88.7
15 歳～64 歳	3,967	△50.1	3,416	△57.1	2,894	△63.6	2,460	△69.1
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	932	△72.3	715	△78.7	580	△82.7	433	△87.1
65 歳以上 (b)	661	6.1	768	23.3	915	46.9	1,077	72.9
(a)/総数 若年者比率	% 16.4	—	% 14.2	—	% 12.9	—	% 10.6	—
(b)/総数 高齢者比率	% 11.7	—	% 15.3	—	% 20.3	—	% 26.4	—

区 分	平成 12 年		平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 3,799	% △71.7	人 3,366	% △74.9	人 3,028	% △77.5	人 2,721	% △79.7
0 歳～14 歳	436	△91.0	341	△93.0	269	△94.4	239	△95.1
15 歳～64 歳	2,205	△72.3	1,805	△77.3	1,593	△80.0	1,362	△82.9
うち 15 歳～ 29 歳 (a)	422	△87.4	318	△90.5	266	△92.0	230	△93.2
65 歳以上 (b)	1,158	85.9	1,220	95.8	1,166	87.2	1,120	79.8
(a)/総数 若年者比率	% 11.1	—	% 9.4	—	% 8.8	—	% 8.5	—
(b)/総数 高齢者比率	% 30.5	—	% 36.3	—	% 38.5	—	% 41.2	—

※増減率については昭和 35 年を基準に算出



表 1-1 (2) 人口の推移 (住民基本台帳)

区分	平成 12 年 3 月 31 日		平成 17 年 3 月 31 日			平成 22 年 3 月 31 日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 3,910	—	人 3,461	—	% △11.5	人 3,153	—	% △19.4
男	1,869	% 47.8	1,623	% 46.9	△13.2	1,487	% 47.2	△20.4
女	2,041	% 52.2	1,838	% 53.1	△9.9	1,666	% 52.8	△18.4

区分	平成 27 年 3 月 31 日			令和 2 年 3 月 31 日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	2,809 人	—	△28.2%	2,505 人	—	△35.9%	
男 (外国人住民除く)	1,337 人	47.6%	△28.5%	1,215 人	48.5%	△35.0%	
女 (外国人住民除く)	1,472 人	52.4%	△27.9%	1,290 人	51.5%	△36.8%	
参考	男 (外国人住民)	1 人	7.1%	—	12 人	44.4%	1200%
	女 (外国人住民)	13 人	92.9%	—	15 人	55.6%	115.4%

※増減率については平成 12 年 3 月 31 日を基準に算出

表 1-1 (3) 人口の見通し (国勢調査及び滝上町人口ビジョン)

(単位：人)

区分	実数値			推計値				
	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年	令和 7 年	令和 12 年	令和 17 年	令和 22 年
0～14 歳	341	269	239	181	149	126	109	95
15～64 歳	1,805	1,593	1,362	1,137	977	825	725	613
65 歳以上	1,220	1,166	1,120	1,083	1,005	922	812	727
総数	3,366	3,028	2,721	2,401	2,131	1,873	1,646	1,435

## イ 産業の推移と動向

産業別大分類による変遷では、まず、第一次産業就業人口は、昭和40年当時就業者全体の半数を占めていたが、50年を経過した平成27年では21.5%となっており、農業就業者が減少している。

一方、第二次産業就業者割合は、昭和40年の20.8%から平成27年には16.0%となっており、就業者人口の減少に連動する形で減少している。

第三次産業就業者割合については、昭和40年の1,507人(28.5%)から平成27年には796人(62.5%)と、就業者総数は減少しているものの、就業割合は高くなっている。

表1-1 (4) 産業別人口の動向 (国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 6,158		人 5,297	% △14.0	人 4,260	% △19.6	人 3,498	% △17.9	人 3,130	% △10.5
第一次産業 就業人口比率	% 57.7		% 50.7	—	% 43.4	—	% 34.7	—	% 31.0	—
第二次産業 就業人口比率	% 17.2		% 20.8	—	% 24.0	—	% 30.2	—	% 33.4	—
第三次産業 就業人口比率	% 25.1		% 28.5	—	% 32.5	—	% 35.0	—	% 35.6	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 2,726	% △12.9	人 2,346	% △13.9	人 2,059	% △12.2	人 1,840	% △10.6
第一次産業 就業人口比率	% 29.5	—	% 25.4	—	% 20.0	—	% 19.2	—
第二次産業 就業人口比率	% 30.7	—	% 30.9	—	% 29.5	—	% 26.9	—
第三次産業 就業人口比率	% 39.8	—	% 43.6	—	% 50.5	—	% 53.8	—

区分	平成 17 年		平成 22 年		平成 27 年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 1,528	% △17.0	人 1,378	% △9.8	人 1,273	% △7.6
第一次産業 就業人口比率	% 21.2	—	% 21.2	—	% 21.5	—
第二次産業 就業人口比率	% 20.1	—	% 17.6	—	% 16.0	—
第三次産業 就業人口比率	% 58.7	—	% 53.9	—	% 62.5	—

※増減率については各直近の国勢調査年を基準に算出

### (3) 行財政の状況

#### ア 行政の状況

行政面では、平成 12 年度から、明治以来続いてきた中央集権の行政システムが大きく変わり、国と地方の関係が上下・主従から対等・協力関係に移行する地方分権一括法が施行された。

法律では、地方公共団体の自主・自立性を高め、地域住民とともに個性的なまちづくりを進めていくことを重要とした、社会構造の大きな転換がうたわれている。

このように、今後ますます地方分権が具体化する中で、住民や地域の視点に立ち、多様化する住民ニーズを的確に反映した効率的かつ効果的な行政運営の展開が必要となる。

現行の行政機構は、一般行政部門・特別行政部門（教育）があり、令和 3 年 4 月 1 日現在 116 名の職員を有している。

広域行政については、平成 16 年 6 月に西紋別地区 4 町村で構成する西紋別地区町村会が設立され、行政の広域連携の必要性に関し共通的な認識のもとで協議を行い、また広域連携に関する事項について相互に情報交換を行うなど現在に至っている。

昭和 48 年 4 月 1 日に紋別地区消防組合が発足され、本町には滝上支署が設置されている。また、昭和 50 年 4 月 1 日には西紋別地区環境衛生施設組

合が発足し、し尿の共同処理を行っており、平成 25 年 1 月からは西紋別地区広域ごみ処理センターで広域処理を行うこととなり、一般ごみを燃やすごみ、燃やさないごみ、粗大ごみの 3 区分に分別している。

行政は、少子・高齢化、地域産業の停滞、情報化の進展、地方分権の進展など、地域社会情勢の変化や複雑化する行政事務の執行に対応するための、簡素で効果的な行政機構を推進することが必要である。

併せて、事務処理の効率化、情報化に即応した事務処理のシステム化、事務を効果的に遂行するため、研修などを通じた職員資質の向上及び多様化、複雑化する行政サービスに対応できる職員を養うなど、人材育成の強化が必要とされている。

## イ 財政の状況

財政面について過去から今日までの普通会計の歳出総額（決算統計）の推移は、平成 7 年度は 52 億 4,990 万円、平成 12 年度は 53 億 7,544 万円、平成 17 年度は 37 億 4,592 万円、平成 22 年度は 49 億 181 万円、平成 26 年度は 41 億 2,379 万円、令和元年度は 44 億 3,880 万円となっており、農林業の基盤整備、観光施設整備、生活環境整備、文化教育施設整備など、総合計画実施計画に基づき多くの地域課題の解消を図るための施策を行い、この多くの財源は国、道支出金をはじめ、地方交付税、町債によって充てられてきた。

しかし、主な施設等の整備はある程度充足したものの、義務的経費の扶助費や物件費が年々増加傾向にある反面、歳入については歳入総額の 8 割以上が依存財源となっており、そのうち約 6 割が地方交付税に依存しているが、今後の見通しは不透明であり、今後の財政運営は極めて厳しいものとなることが予想される。

本町の厳しい財政運営のなか、住民の「合併をしないで自立を」との声に応え、財政的自立を目指して平成 15 年 11 月に策定された「行財政改革実施計画」に沿って、平成 15 年度以降、自治体自らがこれまでの行財政基盤や行政サービスのあり方などの行財政運営を根底から見直し、硬直化しつつある行政の健全化を図り、効率的かつ効果的な行政を目指すために改革を推進しているところである。さらに、平成 30 年度に策定した第 6 期滝上町総合計画（前期基本計画）と共に、今後の行財政運営の基本指針としながら進めている。

また、平成 31 年 3 月には公共施設の合理化、事務事業の見直し、財政基

盤強化・健全化を柱とした今後 10 年間の計画である滝上町行財政改革実施計画を策定し、一層の行財政の健全化を図ることとした。

表 1-2 (1) 市町村財政の状況 (単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	5,378,272	4,777,955	4,645,046
一般財源	2,686,290	2,971,060	2,781,418
国庫支出金	615,568	291,161	242,838
都道府県支出金	606,614	303,073	563,891
地方債	615,247	623,891	325,786
うち過疎対策事業債	199,000	433,700	209,800
その他	854,553	588,770	524,868
歳出総額 B	4,901,811	4,388,797	4,438,801
義務的経費	1,363,836	1,285,262	1,337,833
投資的経費	294,566	1,019,344	491,409
うち普通建設事業	284,602	1,019,344	491,409
その他	1,826,424	950,504	1,828,210
過疎対策事業費	1,416,985	1,133,687	781,349
歳入歳出差引額 C (A - B)	476,461	389,158	206,245
翌年度へ繰越すべき財源 D	18,468	22,241	2,241
実質収支 C-D	457,993	366,917	204,004
財政力指数	0.115	0.110	0.12
公債費負担比率	11.4	11.6	15.3
実質公債費比率	15.8	5.7	5.4
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	70.6	74.0	79.9
将来負担比率	61.9	—	—
地方債現在高	4,525,108	5,394,041	5,212,805

表 1-2 (2) 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	15.1	27.7	30.3	40.9	42.7
舗装率 (%)	7.0	22.3	26.0	33.4	34.9
農 道					
延 長 (m)	990	990	2,611	2,611	1,153
耕地 1 ha 当たり農道延 (m)	0.3	0.3	0.8	0.8	0.3
林 道					
延 長 (m)	27,440	54,880	48,020	77,447	114,686
林野 1 ha 当たり林道延 (m)	0.4	0.8	0.7	0.9	1.7
水道普及率 (%)	81.6	82.9	82.7	83.0	84.8
水洗化率 (%)	—	—	8.2	61.0	88.5
人口千人当たり病院、診療所 の病床数 (床)	12.2	19.0	15.5	17.1	15.0

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

滝上町では、これまでの過疎対策により各分野において事業を実施してきたものの、地域を持続的発展させていくためには、人口減少と少子高齢化問題をはじめとした、多くの課題が山積している状況にある。

そこで、住民と行政がどのような方向でまちづくりを進めていくかの施策である第6期滝上町総合計画（2019年度～2028年度）における、「人と自然とがつながり、幸せを実感できるまち～人いきいき・町わくわく 童話村たきのうえ～」を地域の将来像として実現を目指す。

##### 基本的施策

- ・自然の恵みを有効に活用した、農業、林業の振興
- ・交流人口の増加と経済効果をもたらす観光の振興
- ・小さい町ゆえに住民と住民が見える関係を築き、子育て、防災、見守りなどの活動において地域力を活かし、安心して暮らしていけるまち
- ・行政と住民、住民と住民が互いに助け合い、尊重する協働のまちづくり
- ・住んでいて良かったと思えるまちづくり

#### (5) 地域の持続的発展のための基本目標

(4) の基本方針に基づき、下記(7)の計画期間である令和7年度までに達成すべき過疎地域持続的発展計画の基本目標は、人口に関する目標を掲げ、第6期滝上町総合計画及び第2期滝上町まち・ひと・しごと創生総合戦略と整合性を図り、進捗管理は毎年まち・ひと・しごと創生総合戦略委員会を行い、評価・検証内容に応じ、見直しを検討する。

- ・将来人口2,245人を超えることを目指す。
- ・希望出生率1.98を実現する。

## (6) 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画の達成状況については、計画期間の終了時期に達成状況の把握と評価を行い、評価結果を町の広報誌やホームページ等で住民等へ報告及び公表する。

## (7) 計画期間

過疎地域持続的発展計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

## (8) 公共施設等総合管理計画との整合

滝上町公共施設等総合管理計画（平成29年度策定、計画期間令和18年度までの20年間）における公共施設等の管理に関する基本方針は、下記のとおりとなっている。

### ア 施設保有量の削減

人口減少が進む中、限られた財源の中で持続的な公共サービスを行っていくため、生活利便性の維持・向上を基本としながら、公共施設面積の2割以上の削減を目指す。

### イ 適切な維持管理の推進

保有量の削減にあわせ、公共施設の長寿命化などの計画的な改修や定期的な点検・診断等の実施により、全体を俯瞰して長期を見据えた管理コストの削減を目指す。

### ウ 連携と協働による計画推進



行政内における全庁的かつ横断的な体制や情報の一元化、町民や民間事業者・周辺自治体等との協力・連携、定期的な評価や改善等も行いながら、本計画の着実な推進を目指す。

滝上町公共施設等総合管理計画との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業の実施を行う。

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住

人口減少対策や産業の担い手確保、町の活性化につながるものであるが、雇用の場を確保しても、住居がなく就労人口が増えないことが喫緊の課題であり、民間の不動産・アパートが不足している状況である。

#### イ 地域間交流

本町は、様々な交流事業を行っており、交流を進めることにより、経済的、社会的、文化的な側面で効果をもたらしている。特に高知県越知町とは、児童及び団体等の相互交流を行っており、歴史・文化、人材教育としても有効であり、今後も友好交流町として継続していく必要がある。

その他の地域間交流としては、交通網の発達、働き方の多様化、インターネットの普及等による様々な交流もあり、移住や経済交流などに進展することから、今後も取組みを進めていく必要がある。

#### ウ 人材の育成

本町の基幹産業である農林業の担い手や、地域資源を活用した通年観光をコーディネートできる人材、将来地域や社会を支える人材を育成していくための教育環境の充実などが求められるが、地域の経済活動につながる受入人材は育成・確保されていない。

## (2) その対策

### ア 移住・定住

・本町への移住の検討を目的として短期滞在する者に、町内での生活を体験する機会を提供し、移住の促進を図ることを目的とするちょっと暮らし住宅の利活用。

・都市地域から過疎地域に生活の拠点を移した者を一定期間、地域に居住して地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組みである地域おこし協力隊の定住支援。

### イ 地域間交流

・高知県越知町との交流を継続し、人材育成や地域資源を活用した経済交流につながる事業を展開。

・地域間交流を通して、経済活動にもつながる事業を展開。

・滝上らしさを生かした多様な交流の推進

交流によって得られた知識を、まちづくり、人づくり、産業振興、文化の形成につなげるため、個性と活力ある国内外の地域等との交流を積極的に推進する。

・交流基盤の整備

町ホームページやふるさと通信など、情報発信の充実を図る。また、それらを推進する人材の育成等も行う。

・交流機会の充実

交流事業への積極的な参加を促しながら、体験交流事業推進団体の育成に努める。

・交流ネットワークの拡充

本町出身者やふるさと納税者など、滝上を側面から応援してくれる人々及び団体との交流機会の拡充を図る。

#### ウ 人材育成

- ・ 関係機関・団体と連携し、就農研修事業や新規就農者・後継者育成などの取組みを支援し、就労環境の向上を図る。
- ・ 農業系学校との連携による研修生の募集や農業子弟への継承の取組みを支援。
- ・ 国、道が林業従事者へ行う施策やその他担い手確保に必要な情報の提供など、担い手確保のための支援を行う。
- ・ 北の森づくり専門学院の教育実習への協力
- ・ 福祉事業所における担い手不足を解消するため、就学支援事業に対する支援を行う。

(3) 計 画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業  移住・定住	定住促進空き家活用事業  空き家を活用した定住促進住 宅と短期移住体験施設(ちよっ ち暮らし住宅)の整備運営	町	
		移住交流推進事業  人口減少と地域の活性化対策 として交流人口を増やし移住 者を確保	町	
		地域おこし協力隊事業  担い手となる地域外の人材を 積極的に誘致し、定住、定着を 図る	町	
	地域間交流	友好交流事業  越知町との交流事業に対する 補助	町・ 実行 委員 会	
	人材育成	新規就農者対策事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

滝上町公共施設等総合管理計画及び同計画の基本方針との整合性を図りなが  
ら、過疎対策に必要となる事業の実施を行う。

### 3 産業の振興

#### (1) 現況と問題点

##### ア 農業

本町の農業形態は、酪農・畑作・複合経営から成り立っている。かつては、広大な水稻を有していたが、米の生産調整がスタートした昭和45年以降から減反が進み、水稻にかわって畑作経営と有畜農業への転換が図られてきた。

現在、農業を取り巻く情勢は担い手の減少や高齢化、グローバル化の進展など、様々な課題に直面している。

しかし、農業は本町の基幹産業であり、その重要性は不変であることから、生産基盤の強化や技術力の向上による安定生産の維持、流通・加工・販売体制の強化、新たな作目の導入、担い手の育成確保など競争力のある農業の確立が急務とされており、農業がもたらす地域経済・雇用を支える基幹産業として引き続き振興していく必要がある。

また、近年では、耕畜連携の取組みがなされ、山の施設管理から出る間伐材など木質未利用資源をチップにし、それらを家畜の敷料として活用、堆肥化した後の畑作圃場に還元するなど、有機資源の活用・循環による環境と調和した農業に取り組んでいる。加えて、農地法等に基づき、農地利用関係の調整と集積、農地の転用規制、遊休農地対策等に取り組んでいる。

本町の農業は、小麦、てん菜、スイートコーンなどの畑作生産と酪畜における乳用牛、優良血統牛を導入した肉用牛などが挙げられる。また、国内では希少な和種ハッカも作付けされている。

本町の農用地面積は、平成 27 年度（農林業センサス）、3,640ha であり、内牧草専用地面積は 1,821ha となっている。また、本町の農家戸数は平成 22 年度（農林業センサス）では、83 戸あったが、平成 27 年度（農林業センサス）の農家戸数は 68 戸と、5 年間で 15 戸の減少があり、加えて、畑作の農業従事者の高齢化、後継者不足などが進んでいる。

このことから、後継者・担い手不足対策として、関係自治体と協力しながら新規就農者の募集や経営継承事業を活用する必要がある。

専兼業別農家数の推移

（単位：ha・％）

年 度	総 数	専 業		第 1 種兼業		第 2 種兼業	
		実 数	割 合	実 数	割 合	実 数	割 合
	戸	戸	％	戸	％	戸	％
昭和 50 年度	348	116	33.3	122	35.1	110	31.6
昭和 55 年度	276	103	37.3	112	40.6	61	22.1
昭和 60 年度	236	99	41.9	78	33.1	59	25.0
平成 2 年度	203	103	50.7	66	32.5	34	16.8
平成 7 年度	177	97	54.8	48	27.1	32	18.1
平成 12 年度	116	62	53.4	37	31.9	17	14.7
平成 17 年度	93	47	50.5	30	32.3	16	17.2
平成 22 年度	83	26	31.3	38	45.8	19	22.9
平成 27 年度	60	35	58.3	13	21.7	12	20.0
令和 2 年度	49	—	—	—	—	—	—

（農林業センサス）

経営耕地面積の推移

(単位：ha・%)

年 度	総 数	田		畑		樹園地		1戸当り
		実数	割合	実数	割合	実数	割合	平均面積
	ha	ha	%	ha	%	ha	%	ha
昭和50年度	2,954.0	71.5	2.4	2,879.0	97.5	3.5	0.1	8.5
昭和55年度	3,049.8	7.8	0.3	3,041.1	99.7	1.0	0.0	11.1
昭和60年度	3,309.2	3.1	0.1	3,306.1	99.9	—	—	14.1
平成2年度	3,353.0	—	—	3,353.0	100.0	—	—	16.5
平成7年度	3,252.5	—	—	3,252.0	100.0	0.5	0.0	18.4
平成12年度	3,359.5	—	—	3,359.5	100.0	—	—	24.3
平成17年度	3,417.1	—	—	3,417.1	100.0	—	—	29.0
平成22年度	3,389.3	—	—	3,389.3	100.0	—	—	40.8
平成27年度	3,640.0	—	—	3,640.0	100.0	—	—	60.7
令和2年度	3,445.0	—	—	3,445.0	100.0	—	—	63.8

(農林業センサス)

経営耕地別農家戸数の推移

(単位：戸・%)

	平成7年度		平成12年度		平成17年度		平成22年度		平成27年度		令和2年度	
	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%	戸	%
例外規定	26	14.7	23	16.7	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	1.9
1.0ha 未満	12	6.8	12	8.7	7	7.5	2	2.4	3	5.0	2	3.7
1.0 ～ 5.0	25	14.1	14	10.1	7	7.5	10	12.1	5	8.3	3	5.5
5.0 ～ 10.0	16	9.0	9	6.5	9	9.7	8	9.6	3	5.0	1	1.9
10.0 ～ 20.0	29	16.4	14	10.1	10	10.8	8	9.6	5	8.3	5	9.3
20.0 ～ 30.0	20	11.3	11	8.0	5	5.4	6	7.2	6	10.0	2	3.7
30.0ha 以上	49	27.7	55	39.9	55	59.1	49	59.1	38	63.4	40	74.0
総数	177	100.0	138	100.0	93	100.0	83	100.0	60	100.0	54	100.0

(農林業センサス)



家畜の飼養戸数・頭数の推移

(単位：戸・頭)

		平成7年度	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
乳用牛	戸数	45	42	37	35	26	24
	頭数	3,159	3,490	3,648	3,613	4,036	4,152
肉用牛	戸数	23	19	11	12	6	7
	頭数	2,337	1,876	2,359	1,245	—	—
馬	戸数		9				
	頭数		57				

(農林業センサス)

イ 林業

本町の森林面積は 68,625ha で、町総面積の約 90%を占めている。内訳として国有林 58,091ha (84.7%)、町有林 2,768ha (4.0%)、民有林 7,766ha (11.3%) となっている。

人工林の樹種はトドマツが主流となっており、他にカラマツ・エゾマツ・トウヒなどで、齢級構成では 8 齢級以上の林分が 70%以上を占め、偏った齢級構成となっている。

森林整備の目標は、令和 5 年度における人工林率を 54%とし、郷土樹種であるトドマツ・カラマツを主体に造林を計画するとともに、総合的に優良天然林の育成、人工林の間伐、保育の適切な実施等、森林の整備を地域ぐるみで計画的に推進する必要がある。

本町における森林所有者は、林業収入のみで生計を立てている人は少なく、併せて町内外の森林所有者の中には森林経営を目的としない人もおり、森林の維持・保全の足かせになっている現状がある。また、林業の持続的な展開を図るためには、技術の継承と後継者の育成が必要であるが、林業従事者の高齢化が進んでいることから、林業従事者の若返りなど後継者対策が急務となっている。

また、経営の合理化と生産性の向上を図るための林道網の整備充実や先進的な機械の導入による低コスト施業、農業と林業が連携した地域森林資源の利活用によるバイオマス事業の展開なども行っている。

引き続き造林や林道及び作業路の開設・補修の路網整備への支援を行うとともに、森林組合をはじめとした各関係機関と連携を図り、積極的な事業への取組みを実施しているところである。

#### 所有形態別森林面積

(単位：面積 ha・%)

区分 所有形態	立木地面積		無立 木地	その他 面積	合計 面積	人工 材率
	人工林	天然林				
	ha	ha	ha	ha	ha	%
国有林	13,447	43,928	5	711	58,091	23.1
町有林	1,636	1,123	8	—	2,768	59.1
民有林	3,701	3,951	114	—	7,766	47.7
計	18,784	49,003	127	711	68,625	27.4

北海道水産林務部「令和元年度北海道林業統計」(令和3年3月)

#### ウ 観光

本町は、雄大な自然景観に恵まれているとともに、芝ざくら滝上公園の「芝ざくら」を代表とする多くの観光資源が存在している。特に芝ざくら開花期間中は、多くの観光入込があり、この観光消費が地域経済の発展に大きく寄与している。また、香りの里ハーブガーデン、滝上溪谷「錦仙峡」、渚滑川、陽殖園、浮島湿原などがあり、香りの里ハーブガーデンのハーブ体験をはじめ、錦仙峡の自然散策、渚滑川でのキャッチアンドリリース(スポーツフィッシング)など体験型・滞在型観光の充実を図っており、滝上の観光資源を求め観光客が訪れている。

観光の役割を「地産外商で、外貨獲得を牽引する産業」として、本町にとっての重要産業と位置づけ今後も引き続きソフト、ハード両面の充実を図っていく必要がある。

観光入込客数は、減少傾向にあり、その多くが日帰り、芝ざくら開花シーズンの春に集中している。このことから、今後は芝ざくらの知名度と集客力を生かし、芝ざくらまつりで商品やサービスを育て、人材育

成や企画力の強化を図り、観光の通年化と体験・滞在型観光の一層の充実を図ることが必要である。

これらの施策は、観光協会をはじめとした関係機関と連携するとともに、近隣市町村との広域観光圏と周遊性をより高める効果的な情報発信やPRが求められる。

## エ 地域産業

本町の工業は、事務所数6（2020年工業統計調査）であり、木材・木製品・家具・食料品など地場資源活用型工業の占めるウエイトが高い。

2020年工業統計調査によると、製造品出荷額等の業種別構成比率は木材・木製品製造業が66.7%を占め、食料品製造業が33.3%を占めている。

しかし、これらの業種は、国内の紙や住宅需要と外材輸入に大きく左右されることから、今後も厳しい状況が続くことが予想される。

さらに、本町はハッカ、スイートコーン、アスパラガス等の農産物、牛乳や畜肉など、良質の資源を多く有しているため、こうした素材を活用し、観光とも連動した地場製品の開発や産地化をさらに進めていくことも重要な課題となっている。

また、道や近隣自治体等と連携し、季節労働者の通年雇用促進を継続して取り組む必要がある。

## 工業（2020年工業統計調査）

業 種 別	事業所数	従業員数
	箇所	人
総数	6	62
食料品製造業	2	31
木材・木製品製造業	4	31

## 工業（製造業）の推移

年	事務所数	年末 従業者数	現金 給与額	製造品 出荷額等	1事業所 当り 従業者数	1事業所 当り製造品 出荷額	従業員1人 当り製造品 出荷額	従業員1人 当り現金給 与額
		人	百万円	百万円	人	百万円	百万円	百万円
昭和61年	22	356	690.7	3,089.0	16.2	140.4	8.7	1.9
平成元年	24	320	685.9	3,244.0	13.3	135.2	10.1	2.1
平成3年	23	289	645.7	2,610.5	12.6	113.5	9.0	2.2
平成6年	18	199	498.2	1,948.8	11.1	108.3	9.8	2.5
平成9年	19	170	429.5	2,639.6	9.0	139.0	15.5	2.5
平成12年	17	116	330.4	1,231.9	6.8	72.5	10.6	2.8
平成15年	8	79	—	943.3	9.8	117.9	11.9	—
平成18年	9	82	—	902.5	9.1	100.2	11.0	—
平成21年	9	82	—	862.7	9.1	95.8	10.5	—
平成26年	4	35	—	744.4	8.7	186.1	21.2	—
令和元年	6	62	—	867.5	10.3	144.6	14.0	—

(工業統計調査)

## オ 商業

本町の商店数は、平成19年から平成28年までの9年間で62店から39店に減少している。

平成28年経済センサス活動調査によると、従業員数は127人で、飲食料品店が多く占めている。これまで続いてきた人口減少による購買力の低下のほか、周辺市町村での大型店出店による購買力の流出や後継者不足により、厳しい経営状況にある。また、従業員は家族労働を中心とした小規模経営が主となっている。

なお、平成29年には、長年にわたり親しまれてきた地域のスーパーが閉店したことを受け、公設民営型スーパーを開店し、買い物弱者や困窮者を生み出さない取組みを実施した。

このように、本町の商業環境は概して厳しい経営環境にあるが、商店は住民の日常生活を支える重要な役割を担っていることから、商工会を中心として住民の需要に対応した利便性の高い店舗づくりや、地元消費の拡大を目的とした経営力強化を図る必要がある。

## 商 業

業 種 別	商店数	従業員数
	箇所	人
卸 売 業	2	9
小 売 業	37	118
計	39	127

(平成 28 年 経済センサス活動調査)

## (2) その対策

### ア 農業

- ・高収益な地域農業の確立と魅力ある農業経営の展開

低コストで安全・良質な農産物の安定生産を基本とし、基幹となる農作物の生産体制の強化や地域にあった高収益作物の導入などを促進するとともに消費者の視点を持った魅力ある農業経営をめざし、農畜産物の6次産業化による付加価値の向上、広域的な集出荷体制の強化、多様な販路の確保など、農産物の流通加工体制の強化を推進する。

また、農業経営指導の推進や法人経営の育成、中核的な農業担い手への農業の利用集積など地域が一体となった農業生産法人化など、経営体質強化の取り組みを支援するとともに、コスト削減と労力負担の軽減など効率化を進め、経営体質強化の取り組みを促進する。

- ・生産基盤の整備

生産性の高い農業を経営するため、効果的な土地基盤整備に重点を置く。また、堆肥などを活用した土づくりや施設整備も含めた生産基盤の充実を図る。

なお、昭和 51 年度以降国営事業により整備された雑用水施設について、配水管等の老朽化に伴う漏水により一時的な断水が頻発する等、今後

も農業経営及び地域住民の生活に多大な影響を及ぼす可能性があることから、当該施設を更新し、基幹産業である農業の持続的発展と地域住民が安心して生活していくための用水確保並びに安定供給を図る。

- ・農業技術の向上

時代のニーズに対応した効率的な農業生産を可能とするため、農業技術力の向上を図る。

- ・農産物の安定生産の推進

安定生産と生産量の拡大に向けて既存施設の活用、自給飼料の拡大、既存農作物の作付け拡大を促進する。

- ・農産物の加工流通体制の整備

民間企業、団体と連携し農産物の加工による高付加価値と販路の確保を図る。

- ・農業経営の体質強化

効率的かつ安定的な農業経営を実現するために、経営の共同化や農業生産を担う農業生産法人化など経営体の経営能力の向上を図る。

- ・農用地の利用集積の促進

集積による農用地の利活用、農業生産法人を核とする農用地活用など、農業生産コストの低減を図る。

- ・経営支援システムの整備

コントラクターの作業受託の拡大や飼養管理部門の分業化など、労働補完による分業化、体制づくりを図る。また、各種ソフト事業により経営支援を図っていく。

- ・経営感覚に優れた担い手の育成・確保

優れた担い手の育成・確保のため、新規就農者の受け入れ体制の整備や、農家子弟が意欲を持って経営を承継できる環境づくりを進め、経営や生産に関する技術の習得などによる担い手の資質の向上を図る。

- ・担い手育成の推進

各種支援制度や関係機関との連携により、新規就農者や農業後継者の育成を図る。

- ・担い手の確保対策

オホーツク新規就農者対策会議をはじめとした各関係機関と連携し、農業後継者確保対策を支援する。

- ・環境と調和した農業の推進

家畜糞尿や洗浄排水の処理など、環境と調和した農業・農村の持続的発展の取り組み方策の検討を進める。

また、減農薬や減化学肥料技術の開発、生産履歴情報の提供など、消費者に安全・安心な作物を確実に届ける仕組みづくりを図る。

- ・クリーン農業の総合的な推進

クリーン農業を推進するため、減農薬・減化学肥料技術などの開発、生産履歴情報の提供を図る。

- ・環境保全・資源リサイクルの推進

家畜糞尿等の適正な処理及び有効活用と農業用廃プラスチックの適正な処理を図る。

## イ 林業

- ・森林資源の活用と生産販売基盤の整備

下刈・除伐・間伐等の効率的な森林施業の促進と、地域材ブランド化の確立や販売ルートの確保等、林業経営体制の向上を図る。また、森林の持つ水源かん養・洪水調節・山地崩壊防止等の国土保全・環境維持面における役割を重視し、公益的機能の発揮を念頭に置いた森林整備を進める。さらに地球にやさしい滝上町を目指し、官民一体でバイオマス産業都市の推進を図る。

- ・森林環境の保全

森林の公益的機能を高めるため、計画的な間伐事業を促進する。

- ・販売ルートの開拓・確保

国有林、道有林、町有林、民有林の一体となった林産物流の取り組みの強化に努める。

- ・バイオマス産業都市の推進

バイオマス産業都市構想を基に、農林連携による地域内循環システム実現に向けた木質バイオマス資源利活用事業の促進を図る。

- ・活力ある林業の振興

森林組合の育成・強化、施業の共同化、機械の導入等を進め、生産コストの低減と林業経営の効率化を図る。

また、森林所有者、生産製材業者、建築業者等の連携を強化し、町産材のブランド化など普及に努めるとともに、第三セクター「(株)グリーンたきのうえ」等を利用して林業従事者の育成を図る。

- ・施業の共同化

効率的な施業を図るため、森林組合の育成・強化や、施業の共同化を促進する。

- ・林業機械の導入・林業基盤の整備

森林経営の効率化に向け、高性能林業機械の導入や林道網の整備及び治山事業などを進める。

- ・町産材の普及

木材需要の拡大を図るため、民有林の森林認証の導入促進や森林認証材利用促進支援策を進める。また、クリーンラーチ採種園の運営の充実を図る。

また、令和2年度から旭川市に開校した北海道立北の森づくり学院等と連携して、担い手の確保に努める。

- ・林業従事者の育成

林業技術の継承と林業の持続的な展開に向け、林業従事者の研修・育成を図る。

- ・地域林業の振興

森林組合や林業協同組合と連携し、地域林業の振興を目的とした取組みを支援する。

## ウ 観光

- ・地域の魅力を活かした観光の展開

芝ざくら滝上公園の「芝ざくら」を核として町内には多くの観光資源が存在する。通年観光を促進するため、香りの里ハーブガーデン、滝上溪谷「錦仙峡」、渚滑川、陽殖園、浮島湿原など地域資源を活用した体験型・



滞在型観光の活性化を図る。さらに、より多くの観光客を誘致するため、広域による周遊力の強化、積極的な宣伝活動の展開、観光情報の発信などに努める。

- ・観光推進体制の充実

時代に対応する人材の育成及び確保を図る。また、観光資源、商品、サービスメニュー開発の中心を担う観光協会を支援する。

- ・新観光業態の開発

外国人観光客向け商品や着地型観光の拡大等により新しい顧客層を開拓するため、観光客受け入れの中心となる観光協会の観光案内及びガイド機能強化等の体制強化に対して支援する。

- ・情報共有による情報発信機能の強化と新たな観光市場の開拓

各関係機関で情報を共有し、戦略的に観光客の誘致と消費拡大を図るためプロモーション活動等を展開する。また、着地型観光の充実を図るため観光資源の発掘、商品開発を行う。

- ・持続可能な観光資源の充実

芝ざくら滝上公園やハーブガーデンといった観光施設において、芝ざくらやハーブの管理技術を高め、観光資源としての魅力を高めるための取り組みを行う。また宿泊施設の改修、その他の観光資源の整備充実を図る。

- ・宿泊施設の利用促進

観光客の受入拠点となるよう、ホテル溪谷の利用満足度とサービスの向上を図るとともに、老朽化した施設の改修などを計画的に進めていく。

- ・農泊事業の推進

本町の農山村に秘める自然など、多様な地域の資源を活用した体験プログラムのメニュー作りを進める。

- ・効果的な情報発信や観光PR

観光協会をはじめとした関係機関と連携するとともに、近隣市町村との広域観光圏と周遊性をより高める観光客誘致を推進する。

## エ 地域産業

- ・地域の特性を生かした製造業の振興

良質の木材・林産資源、農・酪畜産物等、町内にある資源を生かした素材生産から加工・販売までの一体的な事業展開を支援するとともに、観光と工業との積極的な連携を図り、新製品の開発を促進する。また、社会・経済情報の変化に対応できる強い工業の確立を目指し、既存企業の体質強化と近代化及び雇用奨励に対する支援を行う。

- ・地場工業・加工業の振興

既存企業の体質強化と設備、機械の近代化、農林業振興策との一層の連携により、既存企業の振興を図る。

- ・地場産業の開発

観光と連動した全町的な地産地消の推進を図る。また、新規起業家の育成支援や産業開発に努める。

- ・企業誘致の促進

本町の産業振興に寄与する企業の誘致を促進する。

- ・雇用・労働環境の整備

労働者の雇用・労働環境の充実を図り、安心して働ける場の確保に努める。

- ・季節労働者の通年雇用化

道や近隣自治体等と連携し、季節労働者の通年雇用の促進に努める。

## オ 商業

- ・地域に根ざした商業の振興

多様化する消費者ニーズを反映した経営体制の改善と、経済状況の変化に耐えうる経営基盤づくりをめざすとともに、商店街活性化対策を支援し賑わいのある商店街づくりを進め、町内購買力を高める。また、増加する高齢者が、日常生活において生活必需品を不自由なく購入できる仕組みを検討する。

- ・経営基盤の強化

厳しい商業条件に対応するため、商工会の組織機能強化を支援し、経営・金融指導や相談、融資制度の有効活用等に努め、商店の経営基盤の強化を図る。また、老朽化した商工会館の今後のあり方などを検討する。

- ・人が集まる商店街づくり

人が集まる商店街づくりを進めるため、商工会を中心に商店街活性化対策の支援や地元商店の利用や地場産品の購入など、消費者の意識高揚に努める。

- ・買い物弱者を発生させない取組み

買い物弱者に配慮した商業機能の提供など、地域商業の維持に努める。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	高収益生産向上推進事業 地域農産物高収益生産の向上 を図る取組みに対する補助	農協	
		農地整備推進事業 圃場の集約化整備及び排水機 能の改善に対する補助	農協	
		農業経営体質強化規模拡大整 備事業 農業経営の規模拡大、経営強 化に対する補助	農協	
		水利施設等保全高度化事業 営農飲雑用水 N=1 地区	道	
	林業	野そ駆除事業 民有林における野そ駆除事業 への補助	森林 組合	
		森林保護推進事業 民有林の病虫害被害発生防止 のための補助	森林 組合	
		毎木調査事業 町有林の素材出材量調査	町	
		豊かな森づくり推進事業 公共事業による植林に対する 補助	森林 組合	

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(3) 経営近代 化施設 農業 林業	森林環境保全整備事業 人工造林、間伐、下刈、間伐、 皆伐	森林 組合	
		森林バイオマス資源活用事業 地域資源循環型の社会の構 築、雇用の創出	町	
		農産品加工研究施設設備更 新・保全事業	町	
		木質資源地産地消促進事業 高性能林業機械、木造加工施 設等の導入に対する補助	町	
	(4) 地場産品 の振興 流通販売施 設	地場産品振興会補助金 特産品開発事業者の販路拡大 と事業継続に対する補助	町	
		童話村たきのうえ地域商店街 再生事業 童話村たきのうえふるさとま つり事業運営に対する補助	町	
	(9) 観光又はレ クリエーショ ン	芝ざくら滝上公園整備事業 誘客促進、来場者の満足度向 上のための公園整備事業	町	
		ハーブガーデン事業 ハーブガーデンの施設管理運 営	町	

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		溪谷遊歩道整備事業 ウッドチップ舗装補修、長寿 命化工事	町	
		道の駅駐車場等環境整備事業 道の駅駐車場の整備	町	
		ホテル溪谷整備事業 老朽化した施設の改修等	町	
		童話村たきのうえ地域商店街 再生事業補助金 ふるさとまつり事業に対する 補助	実行 委員 会	
		キャッチアンドリリース事業 看板設置及びニジマス放流	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(10) 過疎地域			
	持続的発展	鹿害防止対策事業	町	
	特別事業			
	第1次産業	林業労働者退職金共済制度加入促進補助	町	
		森林整備担い手対策推進事業	町	
		森林保全機能推進事業	町	
		木質資源地産地消促進事業	町	
	観光	芝ざくら滝上公園整備事業 (管理委託)	(株) グリーンたきのうえ	
	芝ざくら滝上公園入園料徴収 業務委託事業	観光 協会		
	観光PR事業 効果が将来にわたるパンフレット作成、広告宣伝費用、観光協会・芝ざくら滝上公園実行委員会・童話村たきのうえ	町		

	(11) その他	ひなまつり事業補助金を活用した観光 PR、プロモーション活動		
		酪農組合ヘルパー事業	町	
		四区会館地先外小規模治山事業	町	

#### (4) 産業振興促進事項

##### (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業 種	計画期間	備 考
滝上町全域	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

##### (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記 (2) 及び (3) のとおり。

#### (5) 公共施設等総合管理計画等との整合

滝上町公共施設等総合管理計画及び同計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業の実施を行う。



## 4 地域における情報化

### (1) 現況と問題点

高度情報化社会への対応が求められる中で、都市と地方の情報格差解消を図ることが必要である。

本町のような過疎地域かつ遠隔地においても、情報化のもつ意味はとりわけ大きく、地理的条件に依存せず瞬時に欲しい情報が得られるインターネット等は、今後のまちづくりのための重要な道具になると考えられる。さらに、学校における情報化教育等を通じた人材育成や、行政内部の情報化、外部への情報発信機能の強化、情報通信ネットワークを通じたコミュニケーションなど、地域情報化の推進に努める必要がある。

マスメディアの整備において、まずラジオ放送については山間地に位置するため、市街区域外は難聴地域となっている。このため、この解消について住民から要望がある。

また、携帯電話不感地帯の解消については、関係機関に強くはたらきかけた結果、国道 273 号線は解消したものの、道道遠軽雄武線及び士別滝上線については、引き続きインフラ整備について継続して要望・検討し、取り組みの推進に努める必要がある。

### (2) その対策

#### ・未来を創造する地域情報化の推進

魅力ある地域づくりや産業振興のための情報化、行政の情報化を進めるとともに、情報化を支える人材の育成を推進する。

#### ・産業振興のための高度情報化

特産品の販売促進や観光客誘致など、産業の活性化を図るため、情報受発信機能の強化を推進する。

- ・行政の高度情報化

住民に対する行政サービスを迅速・効果的に進めるため、維持可能で効率的な総合行政システムや事務事業電算システムの充実を図る。

- ・高度情報化を支える人材の育成

情報化教育など高度情報化に対応した人材育成を進める。

- ・ラジオ放送難聴の解消

インターネットによるサイマルラジオの周知等により、引き続き代替えメディアの利用促進を継続する。

- ・携帯電話不感地帯の解消

遠軽雄武線及び道道士別滝上線の携帯電話不感地帯の解消を図る。

### (3) 計画

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域 持続的発展特別事業 情報化	地域情報通信基盤整備推進事業 デジタルデバイド対策や難視聴地域における地上デジタル放送対策	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

滝上町公共施設等総合管理計画及び同計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業の実施を行う。

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### (1) 現況と問題点

#### ア 道路の整備

本町の道路は、国道・道道及び町道をあわせて、令和2年現在、総延長は331.6 kmである。

本町における道路状況について、まず国道は、紋別市と滝上町・上川町を經由し上士幌町までの273号があり帯広市と結ばれている。特に、昭和59年の浮島トンネルの供用開始により、旭川との時間距離が大幅に短縮されたとともに、通年通行が可能となった。滝上町域区間の国道延長は46.1 kmであり改良率・舗装率ともに100%である。

道道は主要道道士別滝上線・遠軽雄武線・一般道道オシラネツプ原野濁川停車場線・シラトリマップ滝ノ上原野線・上渚滑原野上渚滑線・上渚滑原野滝ノ上線の6路線で、令和2年現在の総合計実延長は77.2 kmである。内訳は改良済延長74.7 km (96.8%)、舗装済延長75.4 km (97.7%)となっている。

町道は令和2年度現在の路線数は141路線、実延長は208.3 kmと町域内道路の大半を占め、生活関連道路として重要な役割を担っている。その整備状況は改良率42.7%、舗装率34.9%となっている。

その他都市間道路として、現在、高規格幹線道路旭川紋別自動車道の整備が進められ、本町の玄関口となる浮島ICと上川天幕間が平成22年3月に供用開始となり、旭川・札幌方面への移動時間の大幅な短縮となった。広域的見地から早期完成に向けた整備の促進が求められている。

一方、交通量の増加に伴う事故も発生しているため、国道や道道での交通事故防止のための歩道設置や改良工事など、機会ある毎に要望を行い、交通安全対策の充実に努めている。

#### 道路の状況

(単位：km・%)

区 分	路線数	実延長	改 良 済		舗 装 済	
			延 長	率	延 長	率
総 数	148	331.6	209.7	63.2	194.3	58.6
国 道	1	46.1	46.1	100.0	46.1	100.0
道 道	6	77.2	74.7	96.8	75.4	97.7
町 道	141	208.3	88.9	42.7	72.8	34.9

(令和2年度 道路現況調書)

#### イ 交通確保対策

昭和60年3月に交通動脈であった国鉄渚滑線が廃止され、今後における交通事情が危惧されていたが、モータリゼーションの進展に伴い、道路整備、バス交通事情の充実など、飛躍的に交通の利便性が向上した。

本町を走るバス路線は、紋別～滝上線・本流線・札久留線・市内線の4路線（北紋バス）のほかに、札幌～旭川～滝上～紋別間の都市間バスが計7往復/日（中央バス・JRバス・道北バス・北紋バス）している。しかし、滝上～紋別間及び町内3路線については赤字路線となっているものの、国・道・町の助成により生活路線として確保されている。

一方、遠紋地域の空の玄関口として平成6年度から着手していた新紋別

空港が、平成11年11月に開港した。このような交通アクセスの向上は、本町の観光入り込み客増大などに期待するところである。平成12年7月、紋別・東京間の就航により、交通利便性が向上することとなった。

## (2) その対策

### ア 道路の整備

- ・人と環境に優しく車に便利な道路交通網の整備

広域的な道路交通網と連動した道路網の整備と老朽橋梁の計画的な維持管理を進めるとともに、歩行者の安全と景観に配慮した整備を図る。

交通機関については、利便性の高いバス運行を確保するため、運行経路、運行本数、運行時間など住民要望を把握しながら、地域で持続可能な新たな公共交通機関を検討する。

- ・広域基幹道路の整備

産業活動や地域間交流の活発化を図るため、他地域との連絡道路の整備を推進する。また、高規格幹線道路旭川紋別自動車道の早期完成のはたらきかけと、国道及び道道の整備促進について引き続き要望していくこととする。

- ・町内道路網の整備

国道・道道との接続を重視しながら、人と車が共存する道路及び老朽橋梁の維持・管理及び長寿命化整備を促進する。また、地域及び農林業の活性化を図るため、基幹的な町道・農道・林道については、改良整備を促進することとする。

また、冬期間の交通確保及び道路維持管理に要する建設機械等の整備を図り、維持管理体制の充実に努める。

- ・良好な道路環境・景観の創造

町内には優れた農村景観、自然景観があるため、余暇活動が盛んになりつつある時代要求にあわせ、道路環境・景観づくりを進める。

## イ 交通確保対策

- ・地域生活に根ざした公共交通の確立

交通弱者となり易い高齢者及び障がい者や通学する児童生徒等、日常的に車を利用しない層の移動手段として、利用しやすい公共交通の確立及び町内ハイヤー運行確保に係る支援を図る。

- ・オホーツク紋別空港の利用促進

航空路線の維持確保および航空機の利用促進を目的に、住民やその住民の2親等以内の親族に対し、航空料金の一部を助成し利用促進を図る。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(1)市町村道 道路	町道舗装補修工事等 町内一円 舗装、縁石、防護施設補修	町	
		町道区画線補修工事 町内一円 区画線補修	町	
		町道防雪柵設置工事	町	
		滝上町管内舗装修繕事業 町内一円 路面性状調査、修繕工事	町	
		サクルー南線補修事業 崩落した法面の補修	町	
		浮島峠線改修事業 L=5,000m 測量設計、横断管取替、路面整正、付帯施設修繕	町	
		元町滝美線外改修事業 L=541m、改修工事	町	
		二区11線改良事業 L=375m、改良工事	町	
		滝西市街線改修事業 L=300m、測量設計、改修工事	町	

持続的発展 施設区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	橋りょう	町道大正メナシ沢線補修事業 L=2,600m、路盤改良工事	町	
		町道サクルー原野枝間線補修 事業 L=100m、測量設計、補修工事	町	
		橋梁長寿命化修繕事業 橋梁点検、詳細設計、修繕工事	町	
	その他	普通河川サクルー14号川整備 事業 測量設計、更新工事	町	
	(3) 林道	森林管理道下雄柏線開設事業 L=2,285m	町	
	(6) 自動車等 自動車	林業専用道開設事業 札久留南線 L=1,029m 白鳥雄柏線 L=4,510m	町	
		資源ごみ回収車更新事業	町	
	(8) 道路整備 機械等	道路維持作業車更新事業	町	



持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(9) 過疎地域持 続的発展 特別事業 公共交通	バス路線運行維持費補助事業 代替バス及び町内バス路線の 維持経費に対し支援すること によって公共交通機関の維 持・確保を図る	町	
		高齢者・障がい者に対するバ ス乗車料金の助成 高齢者・障がい者に対しバス 乗車料金の助成を行い、利用 しやすい公共交通の確立、支 援を図る	町	
		高齢者・障がい者に対するハ イヤー乗車料金の助成 高齢者・障がい者に対しハイ ヤー乗車料金の助成を行い、 利用しやすい公共交通の確 立、支援を図る	町	
		遠距離通学児童生徒通学費補 助金（小・中学校） 交通機関を利用して通学する 児童、生徒の通学費の一部を 支援することにより通学費負 担の軽減を図る	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

滝上町公共施設等総合管理計画及び同計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業の実施を行う。

## 6 生活環境の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 水道施設

本町は、昭和 38 年に給水を開始して以来、給水区域を漸次拡張し、令和 2 年度末現在の水道普及率は 84.4%となっている。

令和 2 年度には浄水場施設の更新が完了し、令和 3 年度中の供用開始予定となっている。

水は日常生活に欠かすことができず、安心できる水を安定して供給することが重要であり、簡易水道と雑用水との統合化、老朽化した設備の計画的更新、水質基準改正への対応、水源管理の徹底を図る必要がある。

#### 上水道の状況

(単位：戸、人、m<sup>3</sup>、ℓ、m)

年 度	給 水		給水量	1日1人当り 給水量	配水管延長
	戸 数	人 口			
平成 7 年度	1,399	3,401	272,721	220	15,595
平成 9 年度	1,416	3,330	278,045	229	16,059
平成 11 年度	1,408	3,240	297,398	251	16,570
平成 13 年度	1,274	3,078	288,918	257	16,712
平成 15 年度	1,262	2,945	280,743	260	16,800
平成 18 年度	1,214	2,758	256,468	254	16,800
平成 21 年度	1,194	2,605	260,123	273	16,800
平成 24 年度	1,154	2,368	249,144	288	16,800
平成 26 年度	1,119	2,367	235,862	273	16,800
令和 2 年度	1,224	2,076	233,399	308	16,800

(水道事業決算書)

## イ 下水道施設

下水道は、居住環境及び、周辺環境などを維持改善する重要な施設であり、ナショナルミニマムの一つという位置付けが定着しており、特に若年層の定住化には欠かすことのできない設備となっている。

本町では、平成7年度から道代行事業・町事業により、公共下水道事業に着手しており、下水道区域における下水道整備事業のうち汚水整備事業は平成19年度で完了し、引き続き実施した雨水対策事業についても、平成22年に完了している。現在の下水道計画は全体計画を令和10年度まで、事業計画期間を令和5年度までとしている。今後は、家庭から下水道への接続率の向上が大きな課題である。

なお、公共下水道整備区域外における生活排水対策についても、環境・衛生面から極めて重要であることから、合併処理浄化槽の早期普及に取り組んでいる。

### 下水道の状況

年 度	現在 排水 人口	計画処理区 域面積 (㎡)	現在処理区 域面積 (㎡)	現在処理区 域内人口 (人)	普 及 率 (%)
平成15年度	2,442	1,930,000	1,330,000	2,443	49.3
平成18年度	2,729	1,930,000	1,666,000	2,729	56.9
平成21年度	2,646	1,850,000	1,755,000	2,646	65.5
平成24年度	2,495	1,850,000	1,780,000	2,495	67.5
平成26年度	2,376	1,855,000	1,783,000	2,376	77.3
令和2年度	1,819	1,855,000	1,783,000	2,088	87.1

(公共施設状況調査)

## ウ 廃棄物処理施設

廃棄物焼却炉から発生するダイオキシンについて規制が強化されるなか、本町においても、焼却炉、排ガス処理施設、浸出水処理施設、リサイクルセンター埋立処分地を整備して一区のクリーンセンターで処理をしてくているところであるが、西紋別地区環境衛生施設組合が整備するゴミ焼却施設等整備事業に参加し、平成 24 年度途中から処理を開始している。

廃棄物処理法の改正やリサイクル促進法、容器包装リサイクル法等の制定により、従来の廃棄物処理体制が大きく変革しており、住民・事業者・行政の役割分担のもと、地域が一体となって対処していく必要性から容器リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法に則って処理をしている。平成 12 年 10 月からは、紋別リサイクルセンターで資源ごみの広域処理を開始し、平成 14 年度からは、家庭内から排出されるごみの減量化を目的として、ごみ処理の有料化を実施している。

リサイクル対象外の一般廃棄物についても、生ごみ等をはじめとしたリサイクルの推進と再生品の利用促進を図っていく。

なお、平成 25 年度より稼働しなくなった焼却施設については、不慮の事故等の危険性も有ることから早期の解体についても検討する。

令和 2 年 12 月からは、アルミ缶、スチール缶、ビン、ペットボトルの 4 種類を別々の袋に分けて捨てるようにする資源ごみの細分化と、燃やすごみの減量化を目的とした生ごみの減容に取り組んでいる。

## ゴミ処理状況の推移

年 度	処理 人口	年間総 排出量	年間総 収集量	年間総処理量				自家処 理量	処理施設 処理率
				焼却	資源化	埋立	計		
	人	t	t	t	t	t	t	t	%
平成 6 年度	3,487	1,559	1,289	1,185	—	104	1,289	270	82.7
平成 9 年度	3,352	1,427	1,172	1,078	—	94	1,172	255	82.1
平成 12 年度	3,237	1,263	1,059	1,015	—	44	1,059	204	83.8
平成 15 年度	3,043	1,493	771	805	231	273	1,309	184	85.9
平成 18 年度	3,324	1,251	640	988	275	1	1,264	25	98.0
平成 21 年度	3,209	1,039	573	841	169	11	1,021	18	98.3
平成 24 年度	2,937	—	1,039	265	161	146	571	—	55.0
平成 26 年度	2,847	—	1,039	—	—	—	—	—	—
令和 2 年度	2,464	—	827	—	—	—	—	—	—

(公共施設状況調査)

## エ 消防施設及び救急体制

本町は災害が比較的少ない地域といえるが、近年台風の影響による大雨や局地的な大雪などで、住宅、農業、林業等に被害が発生したこともあり、今一度、総合的な防災点検を図ることが必要となっている。

本町の常備消防は、昭和 48 年に設置された紋別地区消防組合により、現在（令和 2 年度末現在）、消防職員 14 名（令和 3 年 4 月 1 日付で職員定数を 13 名から 17 名に改正）、水槽付消防ポンプ自動車 3 台、消防ポンプ自動車 3 台、小型動力ポンプ積載車 1 台、指令車 1 台、救急車 2 台、指揮車 1 台の陣容で業務を行っている。一方、非常備消防は、3 分団、団員 89

名、うち女性団員 9 名であるが、過疎化による団員の確保困難や高齢化が進んでいる状況にある。

防火水槽 45 基、消火栓 47 基（令和 2 年度末現在）が設置されているが、町域が広大かつ農家が点在しており、無水利地域が多いことから、農村火災などに対処するため、今後も機動力及び消防水利施設を一層充実しなければならない。

また、これらの施設整備に対する補助事業については、消防施設強化促進法に基づくものであり、本地域にとっては採択要件に該当しない場合もあるため、採択要件の緩和について要望していくこととしている。

一方、救急については年間出動件数 130 件前後であり、急病と転院搬送によるものが大半を占めている。今後、高規格救急自動車等の救急資機材の整備拡充や、救急救命士が行える処置の範囲拡大に伴う救急救命士の資質向上及び応急手当の普及啓発活動を進めるとともに、近年突発的な災害が各地で多発していることから日常的な防災訓練や避難訓練・各種講習会を実施していくことが必要である。

### 火災発生及び被害の状況

年	火災発生件数（件）							被害の状況				
	総 数	建物				車 両	林 野	そ の 他	死 者	傷 者	焼失面積 (㎡)	損害額 (千 円)
		ボヤ	部分 焼	半焼	全焼							
平成元年	9		2	1	5	1				618	16,695	
平成5年	4		1	1	2					165	3,175	
平成9年	0											
平成13年	2		1		1					114	28,516	
平成15年	2			1	1					689	1,165	
平成18年	2				2					144	2,640	
平成21年	3				1	2				117	4,052	
平成24年	1					1					1,166	
平成26年	1			1						12	20	
令和2年	4	1				2		1		736	153	

(紋別地区消防組合滝上支署調)



## 救急出動の状況

(単位：件)

年	総数	交通 事故	労働 災害	運動 競技	一般 負傷	自損 行為	急病	火災 事故	転院	その 他
平成元年	97	17	2	2	7		38		28	3
平成5年	99	20	2	2	6		36		31	2
平成9年	116	15	2	1	10		50		38	
平成13年	141	11	1		10	2	69		46	2
平成15年	126	18			9	4	46		47	2
平成18年	142	13	3	2	13	5	81		22	3
平成21年	114	9	2	1	14	2	58	1	25	2
平成24年	126	11	2		8		54		49	2
平成26年	131	13	2	1	17		54		44	
令和2年	139	5	4		21	2	78		28	1

(救急業務実施状況調)

## オ 公営住宅

本町の公営住宅等については、令和2年度末現在で261戸を管理し、住民の住宅需要に対応しているが、建築年数の経過から老朽化が進んでいる状況にある。

現在、公営住宅等長寿命化計画に基づき、公営住宅の整備を進めているが、人口の減少、人口の集中化につながらないように、地域バランスに配慮した建て替え改修などの整備を進めている。

今後も公営住宅の計画的な整備改修にあっては、急激に進む少子・高齢化を踏まえ、質的な向上にも配慮し、住民の安らぎと潤いのある生活ができるよう、整備を進める必要がある。

#### 公営住宅等の推移

年 度	公営 住宅	特定公共賃貸 住宅	町有住宅 単身勤労者住宅	管理戸数 合計
平成 6 年度	283		16	296
平成 9 年度	268		22	290
平成 12 年度	266		22	288
平成 15 年度	252		21	273
平成 18 年度	250	6	15	271
平成 21 年度	236	6	15	257
平成 24 年度	234	6	19	259
平成 26 年度	230	6	19	255
令和 2 年度	224	6	31	261

(行政報告)

#### カ その他

##### ・交通安全

本町を通る国道は市街地を通過していないが、車両の通過速度は速く、国道沿いに学校や福祉施設等があることから、高齢者や子どもの視点に立ち、安全で利用しやすく、交通事故が発生しにくい道路環境の整備に努めていく必要がある。

なお、市街地については、道幅が狭いところや見通しが悪いところが数

多く存在しているため、市街地整備の施策と連携を図りながら、歩道の確保、段差の解消、ミラーの設置等を進める必要がある。

また、併せて家庭、学校、職場等において、交通安全に関する啓発機会を設け、日頃からの事故防止意識の向上を促し、交通事故ゼロのまちを目指していくことが求められている。

#### ・地域防犯

社会情勢が複雑化、多様化する中で全国的に犯罪の巧妙化、広域・低年齢化が進んでおり、凶悪犯罪も増加している。

特に、特殊詐欺犯罪被害は地域を問わず発生している。犯罪の芽はどこにでも常に潜んでいることを認識し、地域ぐるみでその防止に努めていく必要がある。交通死亡事故ゼロの継続日数は、令和3年3月31日現在で1,965日となった。

#### ・霊園等の整備

昭和46年に供用を開始した「たきのうえ霊園」は、数度の造成を加えながら現在に至っており、近年のライフスタイルの変化や核家族化に伴い霊園の貸出件数は横ばいである。今後は町民・地域と協力し霊園の適切な環境整備に努める。

#### ・水辺空間・緑の環境づくり

渚滑川水系には、多様な水生動物が生息できる河川環境が保たれているため、釣りなどを楽しむ光景が見られるが、一部の場所では空き缶、ごみが散乱しているなど、河川環境保全に向けたマナーの徹底や、啓発、PR

を強化し、クリーンな河川の維持・保全に努める必要がある。また、河川環境を今後も継続的に保全する一方、水害防止の観点から、自然景観の保全に配慮しながら河川改修等の整備充実に努めていく必要がある。

#### ・調和のとれた土地利用

総面積 766.89 k m<sup>2</sup>の町土は限られた資源であり、住民の生活、産業の営みなど、あらゆる活動の基盤をなす貴重な財産である。したがって、まちづくりを進めるにあたっては、土地情報の適正な修正や土地情報を活用するためのデータを統合管理するなど、貴重な町土の計画的な利用に努め、秩序ある整備を行う必要がある。

#### ・住宅

住民の最も身近な生活基盤である住宅の整備については、急激に進む少子化・高齢化を踏まえ、質的な向上を図り、住民が安らぎと潤いのある生活ができるよう、住宅環境の整備を進める必要がある。

一般住宅については、「ずっと住まいるたきのうえ！」支援事業補助制度により持ち家を促進するとともに、本町は童話村をコンセプトとしたまちづくりを進めていることから、建築物についても童話村らしい景観が望まれている中、町内には老朽化した家屋が点在しているため中古住宅の購入、リフォームに対する支援を行っている。

また、童話村をテーマにする町にふさわしい景観づくりを推進するため、まち並み整備事業により建物の色彩統一、廃屋の解体撤去、宅地の景観整備の支援を実施し、自然と調和した農村景観を守り育てることに努めていく必要がある。

## (2) その対策

### ア 水道施設

- ・安全で良質な水道水を安定供給する上水道の整備

質が高く安全な水を安定的に供給するため、老朽化した水道施設の改善を計画的に進めるとともに、水道事業運営の効率化を図る。

- ・水道施設の整備充実

老朽化した施設の計画的整備を推進する。

- ・水道事業の効率化

水道施設と雑用水施設との統合化を検討し、水道事業の効率化を図るとともに、上水道未加入世帯の加入促進に努める。

### イ 下水道施設

- ・地域の特性を踏まえた下水道の整備

自然環境を保全し、町民に快適な生活環境を提供していくため、下水道施設と処理施設の長寿命化を図るとともに、下水道区域外などへの合併処理浄化槽の整備を図る。

- ・下水道整備の推進と早期普及

計画に基づいた下水道の適正管理を図り、施設の長寿命化計画に基づき、老朽化した設備の更新を行う。更に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震化を図る。また、各世帯への接続率の向上を図る。

- ・地域的条件を考慮した汚水処理の推進

町内各地域の居住状況等に応じた下水処理を進めるとともに、下水道区域外における合併処理浄化槽の整備を推進する。

## ウ 廃棄物処理施設

- ・快適で衛生的な環境の整備

西紋別地区広域ごみ処理センターでの処理による効率的なごみ処理を進めるとともに、町民のごみ処理意識、町内事業所の産業廃棄物等の処理に対する啓発、公共施設の利用者やイベント参加者に対し、ごみの分別減量化を推進する。また、ごみ置き場の美化などを進めるとともに、各家庭におけるごみの堆肥化に向けた取り組みを推進する。

- ・資源循環の推進

町民・企業と連携した全町的な分別収集とリサイクル活動の一層の推進、ごみ減量化・リサイクル化の支援を行う。

### 廃棄物の適正処理の推進

環境汚染を起こさず、自然と人間にやさしい廃棄物処理を行う。

- ・ごみ置き場の美化推進

ごみ置き場の適正な配置と住民参加でごみ置き場周辺の美化をより一層推進する。

- ・公害防止対策

町民・地域・企業への指導、助言、周知により騒音、悪臭、水質汚濁などに関する監視体制を維持する。

## エ 消防施設及び救急体制

- ・総合的な地域防災体制づくり

避難場所の確保、防災資機材と物資備蓄の充実等、防災体制を強化し、町民の安全な生活を確保する。

地域消防力の充実強化に必要な消防団活動を活性化するとともに、町民への防火・防災思想の啓発と、防災訓練等をもって、自発的な防火意識の高揚を図る。

また、町民の生命を守るため救急医療体制の整備充実を進める。

- ・ 防災意識の普及啓発

災害時の対応が迅速かつ的確に行えるよう、日常より町民の防災意識の高揚を図る。

- ・ 防災体制の強化

災害時の被害を最小限に食い止めるため、災害時における地域での役割分担を検討するなど、地域ぐるみの防災体制の強化を図る。

- ・ 防災資機材、物資の備蓄

令和2年度に建設した防災倉庫を拠点として、資機材、備蓄品を一元的に管理するとともに、災害時の応急対応に必要な資機材、物資の備蓄を進める。

- ・ 避難場所の確保と避難訓練の実施

防災マップ等を利用し、避難場所の周知徹底を図る一方、地域単位、学校単位、職場単位での避難訓練を実施し、迅速に避難できる体制の確立を図る。

- ・ 消防力の強化と防火思想の啓発

消防団員を確保及び育成強化し、消防自動車などの消防施設・装備や消火栓・防火水槽などの消防水利施設の充実を図り、消防力の強化に努めるとともに、防火訓練等を通して自主防火の啓発に努める。

- ・ 救急医療体制の充実

町内外の医療機関の連携強化、連携体制の整備、保健・福祉・消防などの各分野の連携により、救急医療体制の充実を図る。

#### オ 公営住宅

- ・安心して安全に暮らす住環境づくり

子ども、高齢者や障がい者など、すべての町民が郷土に愛着を感じて心地よく安心して安全に暮らす住環境を推進する。

- ・滝上の風土にあった景観の研究

童話村たきのうえ景観ガイドラインを見直し、町民、地域、行政の相互協力による全町的な体制づくりを推進する。

- ・公営住宅の計画的整備

住民のニーズを把握しながら、公営住宅等長寿命化計画に基づき、あけぼの東団地建替事業をはじめとする公営住宅の整備を進める。

#### カ その他

- ・安全な道路環境の整備と交通安全対策の推進

交通事故から町民を守り、安全で快適な人間優先のまちづくりを進めるため、交通安全施設の整備と交通安全についての啓発を行う。

また、地域の安全性を高めるため、居住者と共に、危険個所の点検など交通安全に対する日常的な取り組みを進める。

- ・道路交通安全点検調査の実施

交通事故発生状況や交通安全に対する要望等の調査を実施する。

- ・交通安全施設の整備及び交通規制等の実施



信号、カーブミラー、照明灯、道路標識など交通安全施設の整備を進め、歩行者の安全を図る。

- ・交通安全思想の普及

シートベルトの着用など交通安全に関する啓発を行い、高齢者、子どもや歩行者、自転車利用者への交通安全教育を推進する。

- ・地域ぐるみの防犯対策の推進

安心して暮らせる明るいまちづくりを進めるため、関係機関・団体との連携を密にし、防犯意識の高揚と防犯対策の充実を図る。

- ・防犯体制の強化

関係機関・団体と連携して防犯体制を強化するとともに、防犯灯の設置を進める。

- ・青少年の健全育成と非行防止

青少年の健全育成と非行防止に向け、関係機関・団体と連携し、その対策にあたりるとともに、青少年健全育成事業に対し支援する。

- ・薬物汚染の防止

覚せい剤や野生大麻撲滅のため、関係機関・団体と連携して効果的な広報活動を実施するとともに、監視体制の強化を図り、薬物汚染拡散防止活動を推進する。

- ・高齢者に対する防犯指導の強化

高齢者世帯や独居老人世帯が増えていることから、高齢者を狙った悪質商法や特殊詐欺犯罪の被害が懸念されている。こうした被害を防止するため、消費生活相談体制の整備や人材育成、広報誌やパンフレットなどでの知識や意識の啓発を図る。

- ・霊園等の整備

近年のライフスタイルの変化や核家族化に伴い、霊園の貸出件数は横ばいであり、今後は町民・地域と協力し霊園の適切な環境整備に努める。

- ・水辺空間・緑の環境

河川災害防止等にあたっては、環境にやさしい自然生態系と調和した河川整備を推進するとともに、河川環境や生態系を保全しながら、多くの人々に親しまれる川辺づくりを推進し、水質に関する町民の関心を高める啓発活動を推進する。また、子どもが安心して遊べ、お年寄りが日常生活のなかで憩える身近な公園・広場の整備を推進する。

- ・持ち家の促進

「ずっと住まいるたきのうえ！」支援事業補助制度に基づき、一戸建て住宅などを新築、または中古住宅を購入して改修する方への支援に努める。

- ・未利用宅地の流動化

未利用地の効率的な利用と住宅需要に対応するため、未利用宅地の流動化を促進する。

- ・調和のとれた土地利用

- (ア) 土地利用計画等の策定

- 計画的な土地利用を進めるため、土地情報の適正な修正を進める。

- (イ) 農用地利用の推進

- 基幹産業である農業の振興を図り、農用地を保全するため集積による農用地の利活用が進むよう関係機関と連携し農地の有効利用を推進する。

- (ウ) 森林地域の保全と活用

森林のもつ多面的な機能を重視し、適切な森林施業により、森林環境の保全を推進する。

(エ) 自然環境を重視した観光拠点施設の充実

自然景観を保全しながら、多くの人々が快適に利用しやすい観光施設の改良・整備を推進する。

(オ) 国土調査の管理

市街地にあたっては、平成 27 年度より地籍調査事業の再調査を開始しており、市街地区域外においても、引き続き地籍修正調査を行い、地籍管理の充実を図る。

(3) 計 画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
5 生活環境の 整備	(1)水道施設 簡易水道	量水器更新事業	町	
	(2)下水道処理施設 公共下水道	特定環境保全公共下水道事業 下水道ストックマネジメント計画	町	
	その他	浄化槽設置整備事業 各年3基	町	
	(3)廃棄物処理施設 ごみ処理施設	焼却施設解体工事 解体施設数2ヶ所	町	
	(5)消防施設	消防車両整備事業 水槽付ポンプ自動車、ポンプ自 動車更新	消防 組合	
		高規格救急自動車整備事業	消防 組合	
		消防支署施設整備事業 耐震診断、待機宿舎補修工事、 外壁改修工事等による長寿命 化	消防 組合	
	(6)公営住宅	公営住宅整備事業 あけぼの東、あけぼの西団地、 元町団地建替	町	
		公営住宅屋根葺替事業 あけぼの東団地	町	
		公営住宅外壁改修事業 あけぼの東団地	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(7) 過疎地域持 続的発展特 別事業 その他	まち並み整備事業 建物の色彩統一、廃屋の解体、 特定空き家の解体	町	
		固定資産台帳作成事業 (簡易水道施設)	町	
	(8) その他	地方公営企業移行経費 (下水道・簡易水道)	町	
		地籍修正・地番図作成事業 地籍錯誤地区の修正業務	町	
		地籍調査事業 (再調査)	町	
		「ずっと住まいるたきのう え！」支援事業 住宅の新築及び中古住宅の購 入・改修に対する支援	町	
		住居表示整備事業 住所表示、字名改正	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

滝上町公共施設等総合管理計画及び同計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業の実施を行う。

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### (1) 現況と問題点

#### ア 子育て環境

本町では出生児数、児童数がともに年々減少傾向にあるため、地域全体が児童一人ひとりを大切にし、見守り、育む環境づくりが求められている。このため、本町の将来を担う児童が、より良い環境の中でのびのびと育まれるよう、多様な保育ニーズに応えるための保育体制の充実や育児サークル等への支援により児童福祉の充実に努める必要がある。

さらに、ひとり親家庭の自立促進として、母子家庭は、生計の担い手が母親であり、子どもを教育しながら、自ら経済的自立を図っていかなければならない生活環境に置かれ、就労、教育、健康など、多くの問題を抱えている。また、父子家庭では、仕事で子どもと触れ合う時間がとれない中での家事、児童の教育などについての悩みを持っている。このため引き続き相談体制の充実や持続的発展を図るための施策が必要となっている。

#### イ 高齢者等の保健・福祉

本町は依然として人口の減少が続いており、令和3年3月末現在の住民基本台帳人口は2,467人（外国人を含）である。

人口が減少する反面、人口に占める高齢者（65歳以上）の割合は年々着実に増加しており、令和3年3月末現在の高齢者数は1,095人、高齢化比率は44.4%であり、急速な伸びとなっている。また、65歳以上の高齢者のうち、寝たきりや認知能力の低下など要介護状態になりやすい75歳以上の後期高齢者の割合が高くなってきている。

平成 12 年度から介護保険法に基づく介護保険制度がはじまった。本格的な高齢社会を迎え、介護が必要な高齢者が急速に増え、介護をする人の高齢化も進んでいる。

また、働きにでる女性も増えるなど、家族だけで介護することが困難な社会情勢から、こうした介護を社会全体で支えることを目的とされている。本町においても、令和 2 年度に策定した滝上町高齢者保健福祉計画及び滝上町介護保険事業計画に基づき、高齢者及び被介護者の福祉の向上を目指すこととなった。また、高齢者が可能な限り住み慣れた家庭や地域のなかで、安心して暮らし続けることができるよう、必要な在宅福祉サービスを充実させていくとともに、在宅での生活が困難な場合には、適切な施設サービスが利用できるよう高齢者の福祉サービスの充実を図ることとしている。また、要介護認定の際、自立と判定された人など制度の適用がなされなかった人に対しても、遜色なく町で支援していくこととしている。



介護保険に係る介護認定等の状況（令和3年3月31日現在）

人口	2,467人
第1号被保険者（65歳以上）数	1,070人（43.3%）
うち 65歳以上75歳未満	448人（18.1%）
75歳以上	622人（25.2%）

要支援・要介護認定者数

令和3年3月31日現在282人の認定があった。

ウ その他

・障がい者福祉

町内で障がいを抱えて暮らしている人の割合は令和3年3月31日現在で8.5%となっている。現在、児童については、ほとんどが親の庇護のもとに生活しているが、18歳以上の障がい者については、一部は社会福祉施設に入所しているものの、多くの方が在宅で生活を送っており、世話をしている親が高齢化していくことによる将来に対する不安や、家族の心身の疲労問題が発生している。

・地域保健・健康づくり

健康であることは、充実した日常生活を送るための基本であり、その実現が、いきいきとしたまちづくりにつながる。個人の健康は、自分自身で守ることが基本であり、行政としては、まず、一人ひとりが健康づくりの大切さを認識し、年齢や障がいの有無を問わず積極的に健康づくりに取り組むことができる環境を整える必要がある。

・保健・医療・福祉の連携強化

現在、保健、医療、福祉サービスの提供については、滝上町高齢者・障がい者等サービス調整チーム会議や総合相談窓口により一部連携が図られているが、今後は国から示されている「地域包括ケアシステム」により、保健、医療、福祉サービスはもとより、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保される体制の構築を推進するため、さらなる連携強化に努める必要がある。

#### ・ 公的制度の整備

高齢化が進み、病気にかかりやすい年齢層が増えるとともに医療の高度化、高額化が進むなか、日頃からの健康づくりや健康管理は、医療費や保険税の抑制につながることから、今後においても保健事業を積極的に推進していく必要がある。

年金については超高齢化社会が進む中、公的年金制度が生活の最も大切な柱となることから、国民年金制度の長期的安定を図る必要がある。

平成12年度から施行された介護保険制度では、今後ますます増加する高齢者の介護ニーズに的確に対処するため、効率的で質の高いサービスを提供する基盤を計画的に整備する必要がある。

平成30年度から国民健康保険は、都道府県と市町村が共同で運営し、共通認識のもと国民健康保険運営方針を定め、事務の効率化や標準化、広域化が進められている。

## (2) その対策

滝上町に住むすべての住民が、住み慣れた地域の中で健やかに、いきいきと自立して暮らすことができる地域社会を実現するため、地域に住むす

べての人が参加し、自助・互助・公助の結びつきにより、みんなで育てていく福祉への推進を図り、行政と住民それぞれの立場からの実践を通じた住民参加型の福祉施策を積極的に推進していくことが必要である。

また、福祉を担う介護資格者の支援に努め、担い手の確保を図る。

## ア 児童福祉

### ・子育て環境の向上

安心して子どもを産み育てることのできる子育て環境の向上を図り、多様化する保育ニーズに合わせ、認定こども園の保育内容の充実を一層進めていく。

### ・ひとり親家庭の自立促進

ひとり親家庭が安心して生活を送れるよう、民生児童委員活動等と連携し、遺族年金、児童扶養手当、医療費助成などの各種制度の周知と活用を図る。

### ・保育の充実

平成23年度に設置した滝上町認定こども園において、多様な保育ニーズに応えるため、低年齢児保育、延長保育、軽度の障がい児保育等の充実を図る。

また、令和2年度から、これまで庁内で分散されていた子育て支援業務を一元的に行う、子ども子育てワンストップ化により支援の充実を図るとともに、引き続き療育センターが実施する言語障がい児等矯正通所事業の利用者に対し交通費の助成を行う。

### ・子どもの育成環境の整備

母子保健や生涯学習の分野と連携し、放課後児童の健全育成や身近で安全なふれあいと遊びの場の環境を整備する。

## イ 高齢者福祉

### ・お年寄りが安心して暮らせる高齢者福祉の推進

高齢化の進行に伴い、社会福祉への住民の期待は高まりを見せ、早期段階での問題把握と的確な対処が求められている。住民の多様なニーズに応えるため「滝上町高齢者保健福祉・滝上町介護保険事業計画」を基に、在宅福祉を中心に積極的に推進する。

また、冬期間における高齢者世帯の生活不安を解消し、安全・安心の確保のため、住居等の除雪費に対する助成や配食サービス、町内路線バスの利用者に対して無料乗車証を交付し、生活圏の拡大と福祉の向上を図る。

### ・生きがい対策の充実

高齢者が地域でいきいきと暮らせるよう、社会活動への積極的参加を促進する。長寿クラブや高齢者事業団への積極的な参加、スポーツ活動による健康づくりの奨励、生涯学習を通じて、高齢者の生きがい対策の充実に努める。

### ・在宅福祉サービスの充実

「滝上町高齢者保健福祉・滝上町介護保険事業計画」に基づく各種在宅福祉サービスの充実とそれを支える人的資源の確保などを進め、計画的・効果的な事業展開を図る。また、地域包括支援センターの機能向上を図りながら、町内福祉施設や病院と連携、役割分担し、高齢者の在宅生活支援サービスを実施する。

### ・緊急通報システムの充実

一人暮らしのお年寄りが、緊急時に外部へ容易に連絡できるシステムの充実を図る。

## ウ その他

- ・社会の一員としての自立を支える障がい者福祉の推進

「滝上町障がい福祉計画」に基づき、自立した日常生活又は社会生活を営むことができる支援体制づくりを進め、障がい者本人が希望する暮らしの実現や、意欲や能力に応じた地域活動が保障される社会づくりを推進する。

- ・早期治療体制の充実

乳幼児期の各種検診、相談・指導の充実を図り、障がい発生予防と早期発見に努めるとともに、療養訓練を実施し、機能回復に努める。

- ・在宅福祉サービスの充実

障がい者自立支援制度の周知を図るとともに対象者の生活実態を把握し、そのニーズや問題への対処の円滑化を図る。

また、福祉サービス事業者と連携しながら在宅福祉サービスの充実を図る。

- ・就労機会の確保

道や公共職業安定所と連携し障がい者の就労機会の確保を図る。

- ・障がいに対する町民意識の向上

地域住民へのノーマライゼーションの浸透を図り、障がい者（児）への理解を深め、地域の受入体制を整え、ともに暮らせる地域づくりを推進する。

- ・地域保健・健康づくり

一人ひとりの健康が維持、増進されるよう生活習慣病予防対策を中心とする保健事業と健康づくり活動の充実を図る。

- ・疾病予防の推進

町民が生活習慣病等の予防や健康管理の知識を高め、自己管理ができるよう意識づくりを進めるとともに、保健師及び栄養士による指導、相談体制を整備する。

疾病の早期発見・早期治療などを図る各種検診事業や伝染病罹患を予防するための予防接種事業、特定健康診査の目標値を設定し、受診勧奨と保健指導を推進する。

- ・母子保健事業の充実

安心して出産、育児ができるよう妊産婦・乳幼児健診の充実を図り、両親教室での相談体制の充実に努める。また周産期における健診を適切に受診できるよう、妊婦健診及び産婦健診に対する支援を進める。

- ・保健・医療・福祉の連携強化

滝上町高齢者・障がい者等サービス調整チーム会議及び地域ケア会議を推進することで、保健・医療・福祉の連携強化を図る。

- ・公的制度の整備

- (ア) 国民健康保険・後期高齢者医療制度の充実

- 被保険者の健康増進を図るため、各種保健事業の充実や保険税の収納率の向上、医療費の適正化に努め、財政の健全化を進める。

- 特定健康診査・特定保健指導などの展開により、生活習慣病予防などにより医療費の抑制を図り制度の安定化を進める。

- (イ) 年金制度の普及・啓発

- 社会保障の基盤となる年金への加入促進を積極的に推進し、20歳以上の町民に対して、未加入ゼロの「町民皆年金」をめざした年金制度の普及及び啓発を図る。

(ウ) 介護保険制度の実施

要支援・要介護者に対し、必要な保健医療及び福祉の総合的なサービスが受けられる仕組みを構築する。

- ・介護を必要とする者に対して、十分なサービスを供給できるようにサービス内容の充実を図る。
- ・介護を行う事業者は重要な役割を担うことから、各関係機関と十分な連携を図るとともに、資質向上に努め円滑な運営を図る。

(3) 計 画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(2) 認定こども園	こども園土砂災害対策事業 コンクリート壁の設置	町	
	(3) 高齢者福祉 施設 その他	高齢者等緊急通報システム事業 高齢者等に緊急通報機器を貸 与し、急病・事故等の緊急事態 における救援体制を整備	町	
	(8) 過疎地域持 続的発展特別 事業 児童福祉	言語治療学級交通費補助事業 言語等に障がいのある児童が 療育センターに通所する費用 を支援	町	
		子育て応援金支給事業 子育て世代に対し、子育てに必 要な用品の購入費用を助成	町	
	高齢者・障害 者福祉	地域支え合い高齢者世帯等除 雪費助成事業 70 歳以上の高齢者世帯等に対 して除雪費用の一部を助成	町	
		高齢者配食サービス見守事業 65 歳以上の高齢者世帯への配 食及び安否確認	町	



#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

滝上町公共施設等総合管理計画及び同計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業の実施を行う。

## 8 医療の確保

### (1) 現況と問題点

滝上町の医療機関は、現在、国民健康保険診療所（内科、外科、整形外科、病床数 19）と、民間の滝上町歯科診療所となっている。国民健康保険診療所については、町内の中核的な医療機関として住民の医療需要に即応するため、特に施設の整備や医師の確保に努めてきている。

令和元年 9 月に議会にて滝上町国民健康保険病院運営等調査特別委員会が設置、同時に町は滝上町国民健康保険病院あり方検討委員会を設置し、国保病院の今後のあり方について検討を重ねてきた結果、運営方針に基づき、令和 3 年度に病院から診療所へと移行した。今後の運営については、無床の診療所に向けた調整や準備を進めることとなった。

高齢社会を迎え、また、医療サービスに対するニーズの多様化により、地域医療についても時代にあった体制の確立が求められている。特に、福祉・介護の分野との連携や近隣市町村との連携、かかりつけ医と大病院との機能分担の徹底等、広域的かつ総合的なシステムが必要であり、またそれに伴って医療機関の質の向上も求められている。

病院・診療所の推移

(単位：箇所・床・人)

年 度	病 院				診 療 所				町立以外の診療所	
	病 院 数	病 床 数	医 師 数	その 他 の 職 員	診 療 所 数	病 床 数	医 師 数	その 他 の 職 員	診 療 所 数	病 床 数
平成 7 年度	1	60	2	32	2	—	2	4	1	—
平成 10 年度	1	60	2	30	2	—	1	6	1	—
平成 13 年度	1	54	2	30	2	—	1	6	1	—
平成 15 年度	1	54	2	30	2	—	1	6	1	—
平成 18 年度	1	54	2	24	1	—	1	4	—	—
平成 21 年度	1	54	2	21	1	—	1	4	—	—
平成 24 年度	1	54	2	27	—	—	—	—	—	—
平成 26 年度	1	54	1	23	—	—	—	—	—	—
令和 2 年度	1	38	1	16	—	—	—	—	—	—

(公共施設状況調査)

## (2) その対策

- ・地域のニーズにあった医療体制づくり

住民の中にある医療不安を取り除く医療体制の整備を図り、地域に根ざした医療活動を促進する。また、高齢者の増加に伴い、高齢者医療体制の充実を図る。

医療機関の質の向上とともに、一次医療の機能と役割を確保し、近隣市町村との連携強化により、一層充実した医療提供を図る。

- ・医療機関の質の向上

住民に身近な一次医療の役割を担う病院としての機能と医療水準を確保するための医療施設の整備を図る。また、派遣医師、看護師、医療従事者の確保に努めるとともに研修等により資質の向上を図る。

- ・保健・福祉分野との連携強化

サービス調整会議等により、保健・福祉分野と連携強化を図る。

- ・二次医療体制の確保

地域センター病院（広域紋別病院、遠軽厚生病院）などとの連携を強化し、医療不安を取り除く二次医療対策を推進する。

- ・救急医療体制の整備

救急、夜間、時間外の医療体制を整備し、町外医療機関との連携強化、連絡体制の整備、保健・福祉・消防などの各分野の連携により、救急医療体制を整備する。

また、中核病院との連携などにより、医師の確保対策を推進し救急医療体制の確保に努める。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	滝上町国民健康保険診療所建設事業	町	
		医療機器整備事業 医用テレメーター、レセプト コンピューター、心電図モニ タ、内視鏡カメラ、X線画像読 取システム等の更新	町	
		歯科診療所レントゲン機器更 新事業	町	
	(3) 過疎地域 持続的発展特 別事業 自治体病院	救急体制確保事業 町立診療所の一次医療の役割 を担う診療所としての機能と 医療水準を確保するため派遣 医師を招へい	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

滝上町公共施設等総合管理計画及び同計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業の実施を行う。

## 9 教育の振興

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

義務教育では、小学校が令和2年5月1日現在2校で児童87人が在籍しており、中学校は1校で生徒42人が在籍している。

各学校の校舎・設備については、いずれも年月が経過しているため、適切な維持管理に努めているところである。

児童生徒数の推移では、少子化による出生数の減少が続いており、今後についても減少が予想されていることから、効果的な教育活動の推進のため、学校統合も含めた具体的な検討が必要となっている。

教育内容については、情報化・国際化に対応したICT教育の導入、外国語指導助手を配置するほか、ヘリコプター搭乗による郷土学習、総合的な学習の時間等において地域の人材を有効活用するなど、家庭、学校、地域と結びついた体験学習を推進し、地域の人々と触れあうなかで郷土に対する理解と人間形成を図っていくことが求められている。

また、学校給食においては、地産地消の観点から、地元農産物を活用し、安全・安心な学校給食の提供に努めている。

本町には、道立滝上高等学校があったが、平成30年度をもって閉校となり、令和3年度から跡地には滝上中学校が移転した。

今後においても、高校就学に係る通学費等への支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る必要がある。

学校・学級・職員及び生徒数(令和2年5月1日現在) (単位:校・級・人)

区分	学校数	学級数	児童生徒数			1学級当 り生徒数	教職員数	
			総数	男	女		教員	職員
幼保連携型認定こども園	1	—	—	—	—	—	12	3
(1号認定)	—	3	5	3	2	1.7	—	—
(2号認定)	—	3	31	14	17	10.3	—	—
(3号認定)	—	2	17	9	8	8.5	—	—
小学校	2	13	87	44	43	6.7	20	8
中学校	1	6	42	25	17	7.0	16	2

(学校基本調査)

卒業者の進路別状況

(単位:人・%)

区 分	中 学 校						高 等 学 校					
	卒 業 者	進 学 者	各 種 学 校	就 職 者	そ の 他	進 学 率	卒 業 者	進 学 者	各 種 学 校	就 職 者	そ の 他	進 学 率
平成7年度	61	59		1	1	96.7	40	8	14	18		20.0
平成10年度	45	45				100.0	28	8	15	5		28.6
平成13年度	38	38				100.0	23	7	10	6		30.4
平成15年度	26	26				100.0	30	7	12	4	7	23.3
平成18年度	37	37				100.0	18	6	8	4	0	33.3
平成21年度	26	26				100.0	26	9	14	3	0	34.6
平成24年度	15	15				100.0	27	3	12	12	0	11.1
平成26年度	21	21				100.0	18	4	5	9	0	22.2
令和2年度	9	9				—	—	—	—	—	—	—

(学校基本調査)

## イ 社会教育

本町では、昭和 57 年度から令和元年度までの 38 年間に於いて、第 1 次から第 4 次社会教育中期計画及び第 5 次から第 6 次社会教育長期計画に基づき、社会教育施策の推進を図ってきたところであり、現在では、令和元年度策定の第 7 期社会教育長期計画（令和 2 年度から令和 11 年度までの 10 年間）に基づき推進しているところである。

社会教育の推進については、グローバル化や情報化の進展に対応しながらも、滝上町ならではの特色や良さを知り、住民同士が学びの輪を繋げながら世代ごとに学習する機会の確保と、これらの取り組みを推進する上での拠点施設の整備が必要不可欠である。

こうした課題に対して、第 7 次社会教育長期計画では 5 つの基本目標を掲げて主要施策を推進することとしている。

### ・ 町民の学びの支援

社会教育委員、スポーツ推進委員と連携を図り、学習情報の収集と提供を行い、多様な社会教育ニーズに対応した社会教育プログラムの開発を行い、サークル及び少年団活動の環境整備を進め、活躍の推進を図る必要がある。

### ・ ふるさと教育の推進

滝上町ならではの特色や良さを活かし、ふるさとへの愛着を定着させ、「地元学」の推進と並行した地域資源の認知とその活用を図る取り組みが必要である。

### ・ 地域還元活動の推進

専門的な知識や芸術を持つ人材の活用を図り、地域内での学びに還元し、文化・芸術・スポーツ活動の推進に繋げることが必要である。

### ・ 様々なライフステージに合った学習機会の提供

乳幼児期、青少年期、成人期に応じた学びや交流の機会創出について、継続的で段階的な取り組みを行う必要がある。

### ・ 社会教育施設の環境充実と利用促進



社会教育活動の拠点として、文化センター、基幹集落センター、札久留公民館、滝西公民館、たきのうえ交流センター、たくみ館、郷土館の利便性と合理性を高める必要がある。

また、スポーツニーズに応え、運動の場と機会を支える施設として、スポーツ公園、桜ヶ丘スキー場の管理を行う必要がある。

なお、スポーツ公園の運営については、令和元年度から体育協会をベースとしたNPO法人滝上町スポーツ協会が指定管理者として運営を担っている。

## (2) その対策

### ア 学校教育

#### ・小、中学校

地域の特性を生かした特色ある教育活動の支援や学校図書館内図書の実、また望ましい食習慣や食に関する自己管理ができるよう食育の推進を図る。

さらに、学校、家庭、地域等が連携して安全教育の充実、生徒指導、教育相談の充実を図る。

また、老朽化した校舎、屋内運動場については必要な維持補修を行い、安心・安全に教育が受けられる環境の整備を行うとともに、国際化に対応したALT事業の充実を図る。

#### ・学校と地域の連携

学校評議員制度の活用や学校評価の実施により、開かれた特色ある学校づくりの推進や、教育活動の充実のため学校施設の改修、更新、整備などを計画的に推進する。

#### ・高等学校教育支援の充実

高校就学に係る通学費等への支援を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。

### イ 社会教育

#### ・町民の学びの支援

生涯学習を続けている人やこれから学びたい人に対して、学習相談体制を充実し、情報の収集と提供、学習者同志を繋ぐ役割づくりを果たす。また、時代のニーズに応じた社会教育プログラムの開発や、団体サークル・少年団活動の発信と環境整備を推進する。

#### ・ふるさと教育の推進

滝上への誇りや愛着を育む活動を進め、地域人材を地域資源として活用する学びの場を確保し、地域に対する理解を深める教育活動を展開する。

特に児童・生徒を対象として基幹産業を活用した教育事業を推進する。

- ・地域還元活動の推進

地域の連帯感を共有し、ひとりひとりの学びを地域還元できる環境づくりを進め、次代の担い手の育成や団体の活動を支援し、文化・芸術・スポーツ活動を推進する。

- ・様々なライフステージに合った学習機会の提供

乳幼児期、青年期、成人期など、様々な年代のニーズに応じた学習機会を提供し、世代間・異業種間の交流、地域に愛着を持った町民人材の活用等の事業を推進する。

- ・社会教育施設的环境充実と利用促進

地域との連携により、利用の促進と管理の合理化を行い、子どもから高齢者までが学びや交流を充実させる。また、体力やライフスタイルに応じて、運動及び体力づくりができる場を提供し、町外を含めた広域の利用者のスポーツ・健康増進活動の充実を図る。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 教職員住宅	滝上中学校校舎移転事業 公宅購入	町	
		教員住宅断熱等改修事業 教員住宅の環境改善のための 断熱等改修工事	町	
	(3) 集会施設、 体育施設等 集会施設	文化センター改修事業 高圧受電設備更新	町	
		体育施設	水泳プール改修事業 長寿命化計画に基づく改修	町
		スキー場改修事業 リフト索道施設、搬器の更新	町	
		スポーツセンター改修事業 屋根補修、バスケットゴール 改修	町	
		野球場改修事業 外壁改修	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(4) 過疎地域持 続的発展特 別事業 生涯学習・ スポーツ	スポーツ公園管理委託事業 滝上町スポーツ協会への指定 管理	町	
		(5) その他	高等学校就学支援補助事業 高校就学に係る下宿費や通学 費に対する補助	町
		奨学資金基金積立事業	町	
		外国青年招致事業 英語指導助手を招致し、小学 校から中学校において英語教 育を実施	町	

#### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

滝上町公共施設等総合管理計画及び同計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業の実施を行う。

## 10 集落の整備

### (1) 現況と問題点

#### ア 自治活動

北海道は本州に比べ歴史が浅く、歴史や伝統から成る地域の郷土意識や相互連帯意識が低い。

自治活動は、地域に住む住民一人ひとりが郷土意識や相互連帯意識、自治意識などを育てる自主的な活動であり、活力あるまちづくりのためには、自治活動の活性化を図ることが重要である。

自主自立のまちづくりを進めるためには、町民と行政が一体となって取り組むことが必要であり、最も身近な町内会活動の活性化を推進することが大切である。

一部の地区ではすでに、意欲的、先進的事業を含む様々な自治活動や取り組みが行われているが、散発的で小規模な取り組みも多いため、そうした事業を掘り起こし、結合させ、支援する中で、地域の活力を高めていくことも大切である。

平成19年度から町内会への支援として、「滝上町童話村町普請事業制度」をスタートさせ、町内会の自助、互助のまちづくり、地域内のふれあい交流等の町内活動を推進し、童話村構想に基づく個性的で活力あるまちづくりに資することを目的とした自主的地域活動に助成する取り組みを行っている。

また、平成20年度からは「滝上町まちづくり地区担当制度」をスタートさせ、町内会住民と行政が密接な「協働体制」の確立、町内会活動の活性化を図る取り組みを行っている。

#### イ 自治会組織の見直し

本町には、17の町内会があり、相互扶助などを目的とした様々な活動が

行われているが構成戸数の減少、高齢化など様々な要因により、活動のマンネリ化や、活動にばらつきが見られている。今後は、町内会相互の話し合い等による、合併も含めた組織体制の充実や活動の活性化が必要となっている。

#### ウ 集会施設の有効活用

地区住民の自治活動の核となる地区集会施設が効率的で有効な利用が図られるよう、適正規模への施設の集約や、老朽化が進む施設の整備が必要である。

### (2) その対策

#### ア 自治活動の活性化

まちづくりの主体となる町内会活動を促進するため、町普請事業やまちづくり地区担当制度の活用などで、継続的な支援に努める。

コミュニティ活動の要となる町内会について、組織の充実や活動の活発化を図るため、新しい町内会制度のあり方や組織体制の充実に向けて、町内会とともに検討を進める。

#### イ 集会施設の有効利用

地区集会施設の維持補修及び効率的な活用を図る。また、地域と協議し、地区集会施設の集約化や老朽化施設の改修・廃止を進める。

#### ウ その他

集落の維持及び活性化を図るため、町有の空き家を改修し、移住・定住者向けの住宅として整備する。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域集 落再編整備	雇用促進住宅整備事業	町	
	(2) 過疎地域持 続的発展特 別事業 集落整備	童話村たきのうえ町普請事業 町内会の自主的地域活動に対 して支援し、自助、互助のまち づくり、地域内のふれあい交 流等町内会活動を推進し、童 話村構想に基づく個性的で活 力あるまちづくりに資するこ とを目的とする	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

滝上町公共施設等総合管理計画及び同計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業の実施を行う。



## 11 地域文化の振興等

### (1) 現況と問題点

芸術文化は、まちの個性、独自性を生み出す重要な要因でもあり、芸術文化の振興は、まちづくりの観点からも要請されている。

本町では、優れた芸術文化を享受する機会が少なく、創作や発表活動への参加者も固定化の傾向にあるが、文化活動への関心や郷土の文化資料を保存、後世に伝承しようとする意識の高まりもみられ、今後もこうした素地を活かし、芸術文化活動を振興していく必要がある。

また、文化センター（図書館、ホール等）の整備充実や指導者の確保・養成等、ソフト、ハード両面からの芸術文化活動環境の充実が必要となっている。

### (2) その対策

#### ・心の豊かさとしがいのもてる文化の振興

住民の自主的な芸術文化活動の多様な展開を促すとともに、芸術文化活動を通して、住民相互の交流を促進し、文化施設の充実に努め、しがいを実感できるまちづくりを進める。

#### ア 芸術文化活動の推進

芸術文化に触れる機会や芸術文化の情報の充実を図る。

#### イ 団体、指導者の育成

芸術文化の振興に向け、活動の支援、人材の育成を図る。

#### ウ 文化施設の充実

芸術文化活動の場の充実を図る。

#### エ 文化財の保護と活用

過去の蓄積を保護し、後世に伝える活動及び郷土館施設の有効的活用を図る。

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

滝上町公共施設等総合管理計画及び同計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要な事業の実施を行う。

## 12 再生可能エネルギーの利用の推進

### (1) 現況と問題点

本町は、平成 29 年 7 月に滝上町バイオマス産業都市構想を策定し、平成 29 年 10 月にはバイオマス産業都市に認定されている。

また、平成 30 年 6 月に滝上町バイオマス活用推進計画を策定し、再生可能エネルギーの有効利用に努めているところである。

再生可能エネルギーの導入に関する取組みは、平成 28 年度末で発電が 4 件、熱利用が 2 件となっている。出力数合計は、発電が約 1,414kw、熱利用が 660kw である。

そのような中、賦存量の多くを占める家畜排せつ物が土づくりのための堆肥として 100%有効利用されており、この取組みを継続することや、廃棄物系バイオマスにおいては、利用・高度利用の可能性はあるが、利用方法や収集、ストックの方法等に課題がある。

また、町内の未利用バイオマスの多くを林地残材が占め、利用率を高めることが課題として挙げられる。

### (2) その対策

本町の目指す町の将来像として、森林系バイオマスの活用による、エネルギーの観点において自立した、環境にやさしく災害に強い町を目指す。

- ・森林資源の循環利用の推進
- ・森林系バイオマスの供給体制の確立
- ・森林系バイオマスの利用促進

また、耕畜連携に基づき、地域特性を活かした産業がともに発展する活気のある町を目指す。

- ・耕畜連携堆肥保管施設における堆肥作成を維持・推進

- ・各産業の連携を強化するため、町内協議会等の開催

オホーツク地域を扇動する取組みにより、交流人口等が増加して賑わいのあ  
る町

- ・先進技術に積極的に取組むため、バイオマス利用に関する先進事例の調査や勉強会を開催

- ・町内のバイオマス利用に関する取組みを発信

### (3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能 エネルギーの 利用の推進	(1) 再生可能 エネルギー利 用施設	森林バイオマス資源活用事業 公共施設への木質バイオマス ボイラーの設置、育苗施設へ の熱供給、診療所へのCPH導 入、食品廃棄物等のバイオマ ス化	町	
	(3) その他	二酸化炭素排出抑制対策事業 低速電動コミュニティバス、 自転車シェアリング普及促進	町	

### (4) 公共施設等総合管理計画等との整合

滝上町公共施設等総合管理計画及び同計画の基本方針との整合性を図りなが  
ら、過疎対策に必要となる事業の実施を行う。

## 13 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

### (1) 現況と問題点

#### ア 開かれた行政

平成12年度から地方分権一括法が施行され、明治以来続いてきた中央集権の行政システムが大きく変わり、国と地方の関係が上下・主従から対等・協力関係に移行することとなった。このことは、地方公共団体の自主性、自立性を高め、地域住民と個性的な地域づくりを趣旨としているものである。

このため、地方分権を推進するためにも行政と住民が役割分担を行い、パートナーシップによる協働のまちづくりを進めていく必要がある。

#### イ 行財政改革

社会経済情勢は大きく変化し、社会全体の構造改革が求められている。本町にあっては近年の厳しい財政状況下、ますます多様化する住民ニーズに応え、行政水準の維持向上を図っていくためには、住民の理解と協力のもと、財源確保と経費の節減に努めるとともに、徹底した事務・事業の見直しを行い、施策の優先順位を的確に判断し行政効果を高めていく必要がある。

また、最小の経費で最大の効果が得られるよう、財政運営の効率化を図りながら健全な財政基盤を築くことが必要である。

#### ウ 行政運営

限られた財源のなかで、時代の変化に適切に対応していくためには、住民の福祉向上に向けた効率的・効果的な施策の展開が何より重要となっている。

そのためには、新たな時代に向けて、職員が多様で複雑な町民要望に対応するための研修、資質の向上等が求められている。さらに簡素で効率的な行政機構のあり方を検討する必要がある。

## エ その他

### ・人権尊重・男女共同参画の推進

生活や職場など全ての場面で、世界人権宣言に基づく基本的人権が尊重される明るいまちづくりを進める必要がある。

そのひとつである男女平等意識の向上は、国の政策や法制度の整備が進みつつあるが、社会全般に性別役割分担の意識や慣習が根強く残っている。

このため、男性も女性も、相互に自立した同格のパートナーとして、今後行政をはじめとするあらゆる分野に参画できるよう、積極的に施策を推進する必要がある。

### ・広域行政

交通網等の発達に伴い、住民の日常生活における行動範囲は行政区域をこえて年々拡大し、日常生活圏の広域化が進んでいる。

このような生活圏の広域化や高齢化、環境問題など各自治体に共通する新たな行政課題に対応するためには、近隣市町村との相互協力や機能分担が必要になってきている。

こうした中で、本町は西紋別地区総合開発期成会や西紋別地区町村会の一員として、各市町村とともに広域行政の推進による総合的な振興発展に努めており、今後も継続的に広域的な連携を深めていく必要がある。

## (2) その対策

### ア 開かれた行政

- ・住民参加による行政運営の推進

町民のまちづくりに対する参加機会の拡大と町政への積極的な参加を促進するとともに、町政の情報をより正確に、より迅速に提供する広報活動の充実と、町民の声を反映させるための広聴活動を推進する。

- ・広報活動の充実

的確な情報の伝達を行うために広報誌やホームページ等の充実を図る。

- ・広聴活動の充実

住民の行政に対する意向を的確に把握し、施策に反映させるための対策を推進する。加えてまちづくり審議会の有効的な運営を図る。

### イ 行財政改革

- ・財政の健全化

行財政のあり方について、実効性のある行財政改革実施計画を推進することとし、歳入の確保と歳出の抑制に努め、持続可能な財政運営の健全化を図る。また、行政水準の維持向上のため、行政経費の削減や合理化・施策事業の優先度の考慮・受益者負担の適正化などを図る。

経常収支比率や実質公債費比率などの抑制に努め、財政構造の適正化を進める。また、財政面を考慮しつつ行政運営の効率化及び行政事務のシステム化を推進する。

### ウ 行政運営

- ・計画的な行政運営の展開

町民の多様な要望等に応じていくための行政執行体制の整備と職員研修の充実を図る。

- ・行政運営の充実・強化

企画調整機能の充実と各部門での企画立案の気風を作り、創造的な業務の推進を図るとともに、政策決定のプロセスを重視し職員の参加を含め、計画的な行政の推進を図る。

また、働き方改革の推進と職員のワークライフバランスの実現のため、業務改善に取り組む。

- ・職員研修の充実

計画的な職員研修を実施し、多様化、複雑化する地域課題の解決を柔軟かつ的確に行えるよう人材育成に努める。

## エ その他

- ・男女平等意識の高揚

広報などを活用し、家庭・地域・職場での人権尊重・男女共同参画に関する意識啓発に取り組む。

女性が各種委員会等に参加しやすい環境づくりを通じて、女性の意見を行政に反映させる。また、ドメスティックバイオレンスなどに対応するため、関係機関と連携して相談体制の強化を図る。

- ・広域行政

現状の行政サービス維持と行政経費の軽減を図るため、西紋別地区町村会を中心とする広域市町村圏の連携強化と広域事業の可能性を検討する。さらには、オホーツク圏全体の連携を図る。

(3) 計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持続的発展 に関し必要な 事項		公有財産情報管理システム導入事業整備事業	町	
		住基ネットワーク機器更改事業	町	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

滝上町公共施設等総合管理計画及び同計画の基本方針との整合性を図りながら、過疎対策に必要となる事業の実施を行う。



事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育成	(4) 過疎地域持 続的発展特別 事業  移住・定住	定住促進空き家活用事業  空き家を活用した定住促進住 宅と短期移住体験施設（ちょ っと暮らし住宅）の整備運営	町	
		移住交流推進事業  人口減少と地域の活性化対策 として交流人口を増やし移住 者を確保	町	
		地域おこし協力隊事業  担い手となる地域外の人材を 積極的に誘致し、定住、定着を 図る	町	
	地域間交流	友好交流事業  越知町との交流事業に対する 補助	町・ 実行 委員 会	
	人材育成	新規就農者対策事業	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(10) 過疎地域 持続的発展 特別事業 第1次産業	鹿害防止対策事業	町	
		林業労働者退職金共済制度加 入促進補助	町	
		森林整備担い手対策推進事業	町	
		森林保全機能推進事業	町	
	観光	木質資源地産地消促進事業	町	
		芝ざくら滝上公園整備事業 (管理委託)	(株) グリー ンたき のうえ	
		芝ざくら滝上公園入園料徴収 業務委託事業	観光 協会	
		観光PR事業 効果が将来にわたるパンフレ ット作成、広告宣伝費用、観 光協会・芝ざくら滝上公園実 行委員会・童話村たきのうえ ひなまつり事業補助金を活用	町	

		した観光 PR、プロモーション活動		
	(11) その他	酪農組合ヘルパー事業	町	
		四区会館地先外小規模治山事業	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域 持続的発展特 別事業 情報化	地域情報通信基盤整備推進事業 デジタルデバイド対策や難視聴地域における地上デジタル放送対策	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手段 の確保	(9) 過疎地域持 続的発展 特別事業 公共交通	バス路線運行維持費補助事業 代替バス及び町内バス路線の 維持経費に対し支援すること によって公共交通機関の維 持・確保を図る	町	
		高齢者・障がい者に対するバ ス乗車料金の助成 高齢者・障がい者に対しバス 乗車料金の助成を行い、利用 しやすい公共交通の確立、支 援を図る	町	
		高齢者・障がい者に対するハ イヤー乗車料金の助成 高齢者・障がい者に対しハイ ヤー乗車料金の助成を行い、 利用しやすい公共交通の確 立、支援を図る	町	
		遠距離通学児童生徒通学費補 助金（小・中学校） 交通機関を利用して通学する 児童、生徒の通学費の一部を 支援することにより通学費負 担の軽減を図る	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の 整備	(7) 過疎地域持 続的発展特 別事業	まち並み整備事業 建物の色彩統一、廃屋の解体、 特定空き家の解体	町	
	その他	固定資産台帳作成事業 (簡易水道施設)	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持 続的発展特別 事業 児童福祉	言語治療学級交通費補助事業 言語等に障がいのある児童が 療育センターに通所する費用 を支援	町	
		子育て応援金支給事業 子育て世代に対し、子育てに必 要な用品の購入費用を助成	町	
	高齢者・障害 者福祉	地域支え合い高齢者世帯等除 雪費助成事業 70 歳以上の高齢者世帯等に対 して除雪費用の一部を助成	町	
		高齢者配食サービス見守事業 65 歳以上の高齢者世帯への配 食及び安否確認	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域 持続的発展特 別事業 自治体病院	救急体制確保事業 町立診療所の一次医療の役割 を担う診療所としての機能と 医療水準を確保するため派遣 医師を招へい	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持 続的発展特 別事業 生涯学習・ スポーツ	スポーツ公園管理委託事業 滝上町スポーツ協会への指定 管理	町	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持 続的発展特 別事業 集落整備	童話村たきのうえ町普請事業 町内会の自主的地域活動に対 して支援し、自助、互助のまち づくり、地域内のふれあい交 流等町内会活動を推進し、童 話村構想に基づく個性的で活 力あるまちづくりに資すること を目的とする	町	